

令和6年 第1回沼田町議会定例会 会議録

令和 6年 3月 6日（水）

午前10時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鵜 野	範 之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	教育長	三 浦	剛 君
監査委員	中 村	保 夫 君	農業委員会長	中 村	宗 寛 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原	秀 史 君	総務財政課長	村 中	博 隆 君
産業創出課長	小 玉	好 紀 君	農業推進課長	前 田	昌 清 君
住民生活課長	嶋 田	英 樹 君	建設課長	瀧 本	周 三 君
保健福祉課長	按 田	義 輝 君	和風園園長	安 念	昌 典 君
旭寿園園長	荒 川	幸 太 君	会計管理者	黒 田	美 和 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 亀 谷 良 宏 君 書 記 中 山 裕 樹 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	総務民教建設常任委員会所管事務調査報告
	産業福祉常任委員会所管事務調査報告
	町政執行方針並びに教育行政執行方針
	一般質問
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度沼田町一般会計補正予算専決第1号）
議案第15号	財産の無償譲渡について
議案第2号	令和5年度沼田町一般会計補正予算について
議案第3号	令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第4号	令和5年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第5号	令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第6号	令和5年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第7号	令和5年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第8号	令和5年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第9号	令和5年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第10号	令和5年度沼田町水道事業会計補正予算について 予算等審査特別委員会の設置
議案第11号	町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第12号	沼田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第13号	沼田町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第14号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第19号	沼田町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第21号	沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第22号	沼田町在宅介護サービス利用奨励手当支給条例の一部を改正す

る条例について

- 議案第 25 号 沼田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について
- 議案第 27 号 令和 6 年度沼田町一般会計予算について
- 議案第 28 号 令和 6 年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について
- 議案第 29 号 令和 6 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について
- 議案第 30 号 令和 6 年度沼田町高齢者グループホーム特別会計予算について
- 議案第 31 号 令和 6 年度沼田町介護保険特別会計予算について
- 議案第 32 号 令和 6 年度沼田町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 33 号 令和 6 年度沼田町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 34 号 令和 6 年度沼田町水道事業会計予算について
- 議案第 35 号 令和 6 年度沼田町下水道事業会計予算について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今から令和 6 年第 1 回沼田町議会定例会を開会します。只今の出席議員数は 10 人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、2 番、篠原議員、3 番、鵜野議員を指名いたします。

(会期の決定)

○議長（小峯聡議長）日程第 2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。鵜野委員長。

(議会運営委員会報告 鵜野委員長登壇)

○委員長（鵜野範之委員長）おはようございます。令和 6 年第 1 回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る 2 月 29 日午後 2 時から議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は、議長の諸般報告 3 件、委員会報告 2 件、町行政執行方針並びに教育行政執行方針、専決 1 件、条例 14 件、財産譲渡 1 件、計画変更 1 件、人事案件 1 件、令和 5 年度会計補正予算 9 件、令和 6 年度会計予算 9 件であります。また、一般質問は、7 件の通告があり、うち、町長に対して 5 件、教育長に対して 2 件であります。以上の付議案件全般について審議しました結果、本定例会の会議は、本日 6 日から 13 日までの 8 日間とすることで意見の一致をみております。以上申し上げて、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から 13 日までの 8 日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、会期は本日から 13 日までの

8 日間に決定しました。

（ 諸 般 報 告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第 3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査報告書及び定期監査報告書を提出いたしましたのでご覧願います。

（ 総務民教建設常任委員会 所管事務調査報告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第 4、総務民教建設常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。大沼委員長。

（ 大沼委員長 登壇 ）

○委員長（大沼恒雄委員長）おはようございます。所管事務調査報告の前に一言申し上げます。本年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また一日も早いご再建をお祈り申し上げます。それでは調査報告をさせていただきます。総務民教建設常任委員会所管事務調査報告、本委員会は、申し出た調査案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

〔以下、議案報告書を朗読〕

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件は、委員長の報告の通り受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告の通り受理することに決定しました。

（ 産業福祉常任委員会 所管事務調査報告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第 5、産業福祉常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。伊藤委員長。

（ 伊藤委員長 登壇 ）

○委員長（伊藤淳委員長）産業福祉常任委員会所管事務調査報告。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

〔以下、議案報告書を朗読〕

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件は、委員長の報告の通り受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告の通り受理することに決定しました。

（ 町政執行方針並びに教育行政執行方針 ）

○議長（小峯聡議長）日程第 6、町政執行方針並びに教育行政執行方針を議題いたします。初めに町長。

（ 横山町長 登壇 ）

○町長（横山茂町長）おはようございます。本日ここに第 1 回定例会を招集したところ、全議員の参加を頂き開催できます事に心から御礼を申し上げます。執行方針を述べる前に、1 月 1 日能登地方で発生しました地震において、多くの方々が被災あるいは被害にあわれたことに心からお悔やみとお見舞いを申し上げるとともに一日も早い復旧復興を願い、早速ではありますが私の方から執行方針を述べさせていただきます。

〔以下、町政執行方針を要点朗読〕

○議長（小峯聡議長）次に教育長。

（ 三浦教育長 登壇 ）

○教育長（三浦剛教育長）続きまして、教育行政執行方針を申し上げます。

（以下、教育行政執行方針を要点朗読）

○議長（小峯聡議長）以上で、町政執行方針並びに教育行政執行方針を終わります。ここで、暫時休憩と致します。再開は午後 1 時と致します。議員の皆さんはこの後 1 1 時 4 0 分から全員協議会を開きますので、議員控室にお集まりください。

午前 1 1 時 3 5 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

（ 一 般 質 問 ）

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。日程第 7、一般質問を行います。通告順に発言を許します。議席番号 7 番、長野議員。コミュニティ・スクールのフル活用について質問してください。

○7番（長野時敏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）7番、長野です。コミュニティ・スクールのフル活用をということで教育長に質問いたします。沼田学園では一貫・連携教育を推進し、沼田ならではの希望に満ちた豊かな学びの実現に向けて尽力され、令和元年からコミュニティ・スクールが始まり6年目を迎えようとしています。コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みとあります。1年目、学園を知ってもらい、2年目、挨拶運動、3、4年目、グラウンド美化一斉運動、これらは私も参加させていただきました。5年目、防災教室と積み重ね、導入期と言える5年が経過したのではないのでしょうか。一方、児童、生徒、保護者、教員が減少する中で、次の5年間はこれまで以上に地域が地域とともにある学校、沼田ならではのコミュニティ・スクールのフル活用が求められるのではないのでしょうか。資料1です。過去20年の沼田小児童数の推移、学校基本調査から調べたものです。これにつきましては、20年前、児童数が203名です。徐々に減ってきて、この2年ぐらいで少し増えたんですけども97名ということで、この20年で半分に減っている状況があります。資料2です。減少傾向にある子供の数といたしまして、今年度の子供の人数を調べました。これにつきましては、教育委員会、保健福祉課の調査よりグラフ化したものです。ゼロ歳児が14名、1歳児が4名ということで、ちょっと盛り返してよかったなというふうには思いますが、その後、小学2年生の21名、そして中学3年生の25名ということで、今年度の中3の子たちが卒業した後は、十数名の学年の人数ということになることが分かります。それでは、質問に戻りますが、小中学校のあんどんの作業、これは一般町民募集による形のフル活用をしてはどうだろうか。子どもの人数、保護者の人数が減って、かなり負担感がありますので、同じすばらしい取組を続けていくということがかなり厳しくなってくるのではないのでしょうか。小学校あんどん連は、いろいろな御祝儀車、太鼓車、六角あんどん殿、吊りあんどん、（ケンダマ）、（ハナ）など、学年で割り振りながらやっているというふうに聞いております。その中で、保護者の大変さということがうかがえる部分もありますし、実際、大変だという保護者の方もいらっしゃいます。まず、1番、一般町民に呼びかけることで、一般町民の方が気楽に気軽に手伝って、そして、子供たちについていろんなコミュニケーションが広がっていくということで、本当に沼田ならではの形が予想されるのではないだろうか。まず、このコミュニティ・スクールが導入されるとき、空知教育局から、沼田は既にコミュニティー的だよねというお話があったというふうに思っております。沼田ならではのこのあんどんの体制を、ぜひ町民ということで開いてはどうでしょうか。2つ目ですが、子供たちがいなくなっ

て、子供のいっしょに町民の方からしたら、学校の様子がよく分からない部分もありますので、参観日、地域参観日は地域に開放されていますけども、全ての学校行事を子供、町民に開放して実際に知ってもらい、見てもらう、その中で町民の方が学校の先生に何か手伝うことはないかというような形が、コミュニティ・スクール一つの理想形じゃないかと思うんです。何か、N、手伝えることはT、ないかい、N T N、私が勝手に考えたんですけども、これはある校長先生が、地域の方にそんなふうに言われて本当にうれしかったし、頼みやすくなったよと。学校の先生はどうしても数年しかいませんので、やっぱり地域の方とつながっていくということが大事ななというふうに思います。3つ目です。学校運営協議会の方たちも、頭を絞っていると考えられていると思うんですけども、先日、自治振興協議会との懇話会などもありまして、その中で、若者の出番があったらいいというようなお話もありました。であれば、このメンバーの中に、あるいはもう一つの実働部隊の組織があるのであれば、そういうところに若者を入れる。沼田の小学校、中学校、そして高校を卒業して、大学生になって沼田に帰ってきている子たちが何人かいますよね。そういう子たちの出番をつくることで、その子たちも、それから子供たちも、沼田町も活気が出てくるというような効果も期待されると思います。3点について、教育長のお考えをお聞きいたします。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）それでは、私のほうから答弁させていただきたいと思います。沼田学園学校運営協議会につきましては、令和元年の6月1日からスタートしておりまして、ちょうど5年経過ということになっています。その立ち上げまで、現在の基盤となります準備委員会などで担当されていたのが、当時、教育委員会の教育総合アドバイザーとしてお仕事していただきました長野議員だったかと思います。そのときのアドバイザーとしての知識も十分、今、持った中での質問を頂いているところではありますが、その長野議員と教育委員会だけの議論とならないように、少し、この学校運営協議会というものの補足も踏まえまして、御回答させていただきたいと思いますが、そもそもコミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を導入した学校のことを言うとしておりまして、御質問のありましたとおり、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になる、地域とともにある学校であるというものがコミュニティ・スクールかと思います。沼田学園は、学校運営協議会を令和元年に設置しましたので、コミュニティ・スクールと言えるかと思います。努力義務とはいえ、法律に基づく設置でありまして、道内では、今、8割以上の学校が設置されております。当町の学校運営協議会は、開かれた信頼される学校をつくるために、学校運営に必要な支援を協議する目的としまして、地域住民、児童生徒の保護

者、学園の教員、学識経験者など教育委員会から12名の方に委嘱しまして任命しております。学校運営協議会はこういった方々が協議する場となっております、その協議結果を伝えて活動していただくのは、先ほど長野議員から触れられました地域学校協働本部という形になろうかと思えます。本町は人口が小規模で、町内に1校の小学校と1校の中学校ということでもありますので、学校運営協議会を設置したときには、既に多くの学校経営に協力していただいている団体がたくさんありました。この団体を改めて地域学校協働本部のほうに仕切り直すのではなくて、このままの活動を生かしながら、学校運営協議会の活動の中で、できるだけ多くの町民の方々に協力していただくために、現在、運営させていただいているところでもあります。法に基づき様々な役割を担うことができますが、人口規模や学校数が全国多種多様な中で、学校への関わり方は一律ではなく、それぞれの自治体や地域に合った取組が必要だと考えておりますし、現在も町内の様々な団体や個人の方がそれぞれの強みを生かしながら、子供たちの教育活動の充実のために御協力いただいております。それらを踏まえまして、今、議員から御質問ありましたとおり、幅広く今まで以上に学校運営に町民の力添えを頂くという点におきましては、私も同じ考えであります、1つ目の小中学校のあんどんの作業につきましては、児童生徒数が減少している中で保護者も減少しております。その負担も大きくなっております。ふるさと沼田学習、地域との協働、小中一貫など様々な意義を持つ夜高あんどん祭りには、保護者の一層の参加を基本としながら、広く町民の方々に協力について、学校、保護者、学校運営協議会で連携、協議を図りながら検討していきたいというふうに考えています。2つ目の参観日や学校行事の公開につきましては、ここ数年、コロナ禍で制限していましたが、防犯対策などの安全管理には配慮をしながら、児童生徒の様子を見てもらえるように進めていきたいというふうに考えております。最後の学校運営協議会のメンバーにつきましては、先ほどのとおり、協議会は協議する場ということで、活動が全町民の方というふうに考えられます。現在の活動の範囲は、グラウンド美化一斉運動や防災学校などがありますが、これだけでもなくて、現在もNリンクや沼田スキー学校、JA青年部、各商店、企業、農天気の家、ゆきものがかり、そらち自然学校、ぬまたっ子サポーターや老人クラブなどの関係機関による見守り活動など、この場で全て紹介し切れませんが、地域とともにある学校を目指して多くの町民の方に御支援いただいておりますので、さらに広く御協力、御支援いただき、学校を核とした地域づくりを目指して検討してまいりたいというふうに考えております。議員も朝の街頭啓発など御協力いただいているところでもあります、引き続き、活動の中での協働に御協力いただきますようお願いいたします。以上であります。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）1番について、保護者、それから町民に募集するような形で検討していきたいということでしたので、大変、町民の方も保護者の方も期待するんじゃないかなというふうに思います。2番につきまして、防犯対策ということで、開放したはいいけど変な人が来ただとか、酒臭いおやじが来ただとか、そんなのはもうとんでもないことなので、その辺は教育長のおっしゃられることは十分分かります。そういう中で、全ての学校行事といってもそんなに来ないんじゃないかと思うんです。ただ、開かれていることで気楽に、運動会なんかは外で見えることですが、学習発表会だとか、それから、間もなく卒業シーズンになりますので、ぬまたっ子サポーターの方たちだとか、夜高パトロール隊の方たちだとか、そういう方たちも気楽に卒業式なんかを見て、子供たちの旅立ちを祝うような形が、開かれていると、行く行かないは個人の判断ですから、そういうものがあると、学校を応援する方たちのやりがいにつながるんじゃないかと思うんです。ですから、そのあたりもぜひ開かれた学校ということで進めていただけたらありがたいなと思います。3つ目のメンバーについては、中心になるところを担うメンバーの方たちは、やはり重鎮の方がそれなりにふさわしいというふうに思います。それは私も分かるんですけども、やはり沼田にいて、若い力を使うことでスピード感だとか、活気だとか、若者の出番だとかをつくると、そして、いろんな相乗効果があると思いますので、その辺も含めてこれから進めていただきたいというふうに思っていますので、2番については回答は要りませんので、3番について教育長のお考えをお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）何のことについての質問ですか。

○7番（長野時敏議員）メンバーについての、構成メンバーだとか、若い人を入れるということについての考え方です。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聡議長）教育長。

○教育長（三浦剛教育長）学校運営協議会につきましては、それぞれ今12名の方に私のほうから任命させていただいているところでありますが、今、議員の言われる若い人たちの意見をいかにそのコミュニティ・スクールに反映しながら活動していくということが重要だという思いだと思いますので、そういった意見をどのように吸い上げて反映していくかということにつきましても含めて、学校運営協議会のほうで協議していききたいというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○7番（長野時敏議員）分かりました。あと、数年前、三笠市で全国のコミュニティ・スクールの大会がありました。そのとき、中村代監もたしか参加されたと思うんですけども、そのときの言葉の中で、コミュニティ・スクールは学校をつくるんじゃないんだ、コミュニティ・スクールでまちをつくるんだよという論調の御意見がありまし

たので、コミュニティ・スクールの主役は子供であります、町民もその中に入りながら成長していくという視点を持っていただけると、これからのコミュニティ・スクールのフル活用ということで、さらに沼田ならではのスタイルができるんじゃないかと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聡議長）教育長。

○教育長（三浦剛教育長）ちょっと答弁がかぶるかもしれませんが、その辺につきましては、私も地域とある、共にある学校づくりというところについては同じ考えでありますので、それにつきましても含めて、前向きに取り組みさせていただきたいと思います。以上であります。

○議長（小峯聡議長）はい。

○7番（長野時敏議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号4番、久保議員。クラフトビール工場の公設民営リスクをどう回避するのかについて質問してください。

○4番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）4番、久保議員。

○4番（久保元宏議員）4番、久保です。私はクラフトビール工場の公設民営について質問させていただきます。今回、役場の職員の皆さんがおつくりになられた新年度予算を読ませていただきました。2020年度の歳出予算50億3,000万円、その中の臨時費の割合では、教育費や福祉費の割合はどちらかというと抑えられていて、農業予算の項目は多いんですが、ルーティンの修正や拡充が多い中、やはり臨時費の新規で1億円を突出したクラフトビール工場、これは新年度予算の中でも最も町民と情報共有すべきテーマと考えましたので、町長の考えを改めて町民に開示していただきたいと思い質問させていただきます。質問の主眼の一つは、配分が天井知らずでよいのかということもあります。そこで、件名、クラフトビール工場の公設民営リスクをどう回避するのかということで質問をまず3つ準備させていただきました。そもそも公設民営とは、役場が施設を設置し、運営は町民が代行するということです。この手法は、アイデアはありますが資金のない町民のスタートダッシュに非常に効果的ですが、しかし、リスクやデメリットもかなり多い政策手法だと思っています。そこについて、集中的にクラフトビールの工場の在り方について聞きたいと思います。まず、資料1を見てください。ユーチューブを見ている方は資料が映らないかもしれませんが、お手元の、もし沼田町議会のホームページが見られましたら、そこから資料が見られますので、そこを御覧になりながら、ユーチューブを引き続き見ていただきたいと思います。クラフトビール工場の運営に興味を持つ地域おこし協力隊

の方が沼田町にいらした2020年から4年間で過ぎまして、この間、いろんな議論もしたことも私も理解していますし、いろんなところでトライアルで造ったものも飲ませさせていただきました。個人的にも購入させていただきまして、フランクにいろんな意見を彼とはできる中にもなりましたので、私自身も事業に期待しているのですが、急にこの4年後に本事業が加速をした印象を持っております。加速したことは、町長の午前中のお話にもあったように、スピード感というのは一つ、まちづくりには重要なことではございますが、その一方で、やっぱり町民や議会への説明が薄ければ、親しみも信頼も薄くなるので、一緒に町民と知恵を絞る議論の機会の損失が起きてしまうのではないかと、そこを懸念しているところでございます。去年の10月10日の臨時議会で出されたクラフトビールの調査費に関しても非常に唐突な印象がございました。そのことについて、まず聞きたいと思います。1つ目の質問なんですが、役場からの経費の説明が4か月で一気に倍の1億円になりました。10月10日の議会の説明では、調査費71万5,000円、設計費232万1,000円、我々議会もうかつだったんですが、調査費が目的の議論をしている中で、実はこの中に設計費も含まれていまして、この調査費というの、既に場所を想定した上での調査費であったので、既に設置場所も議論の次の段階にステージが変わっていたと。ここで幾つも次元がジャンプしたまま、次のところに議論が行っているのではなかったかと。その段階で我々が受けたのは、5,303万6,000円が、建設費3,000万、設備費2,000万を加えて必要なんではないかと、なるほどなというようなことも、ふんふんと聞いたところなんですが、今回の予算書を拝見させていただきましたら、さらに、これは地方債、特定財源、一般財源を含めまして1億1,317万1,000円ということで、当初のお話より4か月で倍になったと。これはちょっと説明が町民に必要なのではないかなと。それに対して、公設民営というスタイルを取るのであれば、なおさらここはデリケートな議論、もしくは丁寧な町民への説明が必要ではないかと感じているところです。一般の町民が心配しているのは、厚生クリニックとか、ほろしん温泉ほたる館の指定管理者への増額が割とスムーズに言えばよろしいんですが、割とさくさくと積上げ的に投資されているような印象を受けるので、このクラフトビールの公設民営を受けられる方に対しても、今後も増える可能性があるのかないのか、ここをまずはっきりしていただきたいと思います。ここで1回、設備投資をするところまでは手は出すが、それ以降に対しては責任を持ってやっていただきたいと、そこがあるかないか、その根拠について説明を頂きたいと思います。また、一方で、公設民営は悪いことばかりじゃなくてメリットもあると思います。公設民営のメリットは、運営を長期包括で開始当初に契約するため、運営期間中の費用が運営の開始当初に確定するので、財政支出の平準化が図れます。そのことによって、長期的な展望や営業費対策などができるのが公設民営の一つのメリットな

んですが、一方で、役場の方は1年の利益が六百ウン万5,000円で赤字の負担をしないということです。そこで質問の2つ目になるんですが、この工場の設置のみならず、仕入れや管理費、つまり経費全体です。利益を得るものじゃなくて、出費することに関しても恒常的に役場が提供していくのか、そこをお答えいただきたいと思います。それをするかしないかというところが公設民営の非常に大きな分かれ道、分水嶺だと思っております。工場や設備の運営を町民に負担をさせないために、そのような更新投資なども含めて、裁量をもって長期運営を実施することがまさしく公設民営のメリットでもあり、定義だと私は理解していますし、ものの本にもそのように書いてあるようです。請け負う方が事業リスクを負担するというのが非常にやりがいにも結びつくことであり、決して、これは重荷だけではないと私も経営者の一人として感じているところでございます。そして、もしそうでなければ、責任の所在が見えなくなってしまうと、民営のメリットが全くなくなります。民営のメリットがなくなるということは、公設民営をうたっているながら、実質的な公設公営ではないでしょうか。公設公営であればそれなりのやり方もあると思います。旧来型の農産加工所システムなり、ほたる館なりのやり方で、我々は老健施設もそうですが、背負ってやっていくというのも一つの我々の決意として必要なんですが、公設民営とうたった場合、その線引きが曖昧になってしまうのであればということです。問い2の質問がまさしくそこです。仕入れや管理費に対して恒常的に支出することによって、請け負った方の赤字をなくしていく。そのことをするのであれば、これはまさに担当者が個人名であるだけで、実質的な公設公営ではないのかということです。資料2を見てください。資料2は、沼田町には企業立地促進条例という条例があります。これは、工場への公費の投資ルールの一つの沼田町の先輩たちが考えた考え方だと思います。そこで3つ目の質問なんですが、今回、クラフトビール工場への公費の投資ルールはどのようにつくったのか、そこがまだ開示されていないと思います。条例も恐らくこれからできるでしょうし、契約、もしくは入札の段階で、いろんな内規なり入札の項目が出てくると思います。この公費投入ルールをどのようにつくって、その結果、この1億1,000万が必要だよというような、そういう積み上げの議論が必要だと思うんですが、そこがどうも町民には説明がされていないと思います。もし公設公営に限りなく近くなるのであれば、例えば、個人企業として応援するのも、既存の誘致企業とのバランスから整合性があると思います。誰がこのことを担当するかまだ私は到底分かりませんが、担当された方がやりがいを持ってクラフトビールを沼田町で一生懸命やるのであれば、今まで既に誘致企業がいっぱいあるところと同じように応援するのも一つの手だと思います。この条例に該当させるのであれば、限度額3,000万、これは投資額1,500万円以上が必要なんですが、例えば、持ち金が500万円とか、もしくは100万円しか持っていないよということでもあれば、地元

の金融機関か、もしくは北洋銀行とか道銀さんから1,500万円をお借りして、それを元出に限度額の30%、450万円、1,500万円と450万円を足せばおおむね2,000万の元出ができます。このおおむね2,000万円の元出の中でクラフトビール工場を造ることが可能だということは、担当者は理解していると思います。よく私も醸造のハッテとお話なり情報交換もするんですが、ビール醸造設備はおおむね500万円で造れます。ということは、2,000万円あればビール工場プラスレストランまでの規模のものができるんです。東京の足立区の北千住に、さかづきBrewingという脱サラ型の女性がやっているビール工場がありますが、そこは2,000万円の出資で運営して、しかもそこはレストランが併営されております。2016年にオープンして、2022年にまた新規改装したということですので、それなりの利益も上がっていることだと思います。つまり500万円で設備ができて、空き家対策を組み合わせれば、もう2,000万円あれば楽々運営費もオーケーではないかということなんですが、ただ、今回は最初から1億1,000万円ということを示されているので、その整合性がどうも我々町民には分からない、見えてこない。あと、私たち議会で常任委員会で、数年前に東北の福島県の国見町というところに行ってきました。かつて沼田町にあった東海アルミ箔北海道の若林社長の部下だった井内マサキさんのいとこの井内良則さんが彩季亭という醸造のお店をやっていますが、ここはクラウドファンディングの100万円で運営して、さらに、そこも居酒屋も運営していますので、大体おおむね500万前後のお金があればお酒を造ってそれを展開する、しかもそこに対して応援する国の予算も地元の自治体の予算もありますので、もちろん町長が考えている予算もその中の一つだと思います。そういうことを活用すれば、1億円という金額に対する説明がちょっとクエスチョンなんじゃないかなという気がしております。また、このような手法を使わない理由を併せて教えていただきたいと思います。資料3枚目を見てください。町民が地域おこし協力隊や指定管理者を喜んで受け入れる条件は、人、家、愛町心ということで、この3つが組み合わさったということなんですが、どうも今回、どなたになるか分からないんですが、クラフトビールを担当している方を、私個人は御本人のことを分かっているし、どなたになるか分からないんですが、どうもその方が見えてこないまま民営というところになってしまうと、町民として愛町心がなくなってしまうのではないかと。利益の換算に関しても、役場の方のほうから、町内で売の場合は350円で、間で100円足しますよというような説明も頂いていますが、これが酒屋さんだけで閉じた世界なのか、一般商店にはどうなるのか、ここは酒税法が絡むから、ノンアルコール的なものは今後の展開でどうなるのかとか、その利益の共有が広く沼田町民にかなうのかと、あと、そもそも原料が沼田町産ではないというような説明を伺っていますので、5年後にはレッドアイ的なものを造るという説明も恐らくこ

れから出てくると思いますが、やっぱりここはスタートダッシュで、最初から沼田町のものを最低ロットの7ガロンで100%のクラフトビールを造っていただきたい。そうすれば、我々がトマトジュースを愛している理由もまさしくそこにあると思うんです。沼田町で作った、農家の方が作ったトマトで100%のおいしいトマトジュースを町内外の方が喜んでくれている、クラフトビールにはどうもそこが欠落しているのです、なかなか愛町心が生まれません。そのところをきちんと修正、対策をするべきだと思うんですが、そのことを行った上で、今回の1億円の予算の計上をされたのか、まずこの3つを教えてください。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）それでは、御回答させていただきたいというふうに思います。まず、1つ目の予算に関して、令和6年度の予算としてこのたび提案させていただきました。去年のその説明から、かなり大きな数字になったんじゃないかということでもありますけれども、当初見込んでいた額と比較しますと、額的には多くなってしまっているということでもあります。この件については、物価あるいは運搬費の高騰、それから円安の影響などによって非常に大きく膨れ上がったという部分もあります。また、それと併せて、ビール製造をする施設として整備するに当たって、多少特殊な施工もしなければいけないということで、設計の中でこのような額になったということをもまず御理解を頂きたいというふうに思います。それから、工場に係る指定管理料です。これにつきましては、基本的に町からの支出は考えておりませんが、これは以前からもお話ししているとおり、町民の方が安く買える、または町外から来ていただいて誘客を促すために、町内で販売するクラフトビールの価格は、町外で購入するより安く設定をすることを想定しています。ただ、その場合、本来の価格より安く町内で販売しますと、その差額分、安くした分が事業者の収益から減ってしまいますので、その差額分につきましては、指定管理者に対して町からの支援をして対応していきたいというふうに考えています。次に、2つ目の仕入れ、あるいは管理費なども恒常的に役場が提供していくのかということでもありますけれども、工場の建設は町で実施いたしますが、その後の仕入れ、管理などに係る費用は、あくまでも指定管理者側で責任を持って対応していただくということで考えているところであります。それから、3つ目の質問に関してであります。この企業立地促進条例で定める3,000万円の活用という部分ですが、この補助金はあくまでも事業者が自ら工場等を新築、あるいは増設する場合に支援するものでありまして、このクラフトビールについては、工場についてはあくまでも沼田町が開設をして実施するものでありますので、事業者が建てる工場を支援するものではないということをもまず御理解を頂ければというふうに思っています。それから、最後の資料の件です。いわゆる町民への

メリット等についてでありますけれども、このクラフトビールを製造・販売するに当たっては、様々なつながりが創出できるというふうに思っています。御指摘のように、本来であれば主原料であるホップの製造、栽培については地元でまだ賄え切れていないそんな状況でありますので、この点については、早々に対応できるような状況に持っていつてもらうように考えていきたいというふうに思いますけれども、いずれにしても、副原料であるお米ですとか、トマトですとか、いろんなものをこのクラフトビールでは製造するに当たっては使える状況にあります。ですので、まずは生産者との原料のつながり、ここに新たな付加価値が生まれるというふうに思っていますし、それから、製造に当たっては残渣が出てきます。その残渣についても新たな商品開発につながる、そういう状況に持っていければというふうに思っておりますので、この造る段階でのつながりというものがまず1つ目にあります。2つ目には、売るつながりではありますが、地元の商店、飲食店でのつながりです。新たな商品の流通が生まれるということでのつながりと、それから、ふるさと納税での全国とのつながりというものも視野に入れて対応していければというふうに思っています。これも新たな沼田応援団の創出が生まれるというふうに思っておりますし、売るつながりによっていろんな波及が呼び込める、そんな環境もつくれるというふうに思っています。それから、3つ目のつながりについては、やはり飲むつながりということで、若者などの来訪者につながるという部分でのつながりが新たにまた生まれてくるというふうに思っています。いわゆる新たな関係人口が生まれるだろうと。それと、もう一つは、売れることによって子供たちの将来につなげるような新たな仕組み、子供基金のようなそういう基金に充当できるような、そんな新たな仕組みをつくっていききたいというふうに思っていますので、ここでの飲むつながり、造るつながりから売るつながり、飲むつながりという大きくこの3つのつながりによって町民への還元というものを作り上げていける大きな大きな新たな素材となるであろうというふうに思っておりますので、この点を含め御理解を頂ければというふうに思います。以上です。

○4番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）説明ありがとうございます。それぞれ説明を頂きましたので、質問がちょっとまた増えました。ありがとうございます。3つほどになりますが、公設民営というところが今回の事業の一つの大きなポイントであるし、これは日本で初の醸造場だからという説明も議会を受けています。例えば、そらち自然学校を開設してからずっとリーダーシップを取っていた方が不幸な病気になられて、現場から離脱されたということも僕らも直近で経験しているばかりなので、お一人の方に負担を与えるということが、持続可能な運営に果たして適しているのかということも、

現場の役場の職員も含めて悩んでいらっしゃると思うんですが、それでもやはり公設民営にこだわるということであれば、やっぱり町長の説明を聞いていたならば疑問が浮かびます。まず一つ、1億円を超えてしまったのは物価の高騰だよということだったんですが、果たして物価の高騰で5,000万が1億円になるのかと。先ほど私が申したように、クラフトビールの設備費というのは大体おおむね500万円できると。それも東京ベースの500万円なので、北海道では恐らく運賃がプラスアルファにしても、逆に安くなる可能性もあるし、それが2割、3割上がったところで決して1億円になるという話でもないですし、環境も含めて、建物も含めておおむね1,000万円のできるのが10倍の1億円を超えたということは、これは物価の責任にはならないんじゃないかと思います。この計算をした手法はどうだったのか。コンサルタントがもし入ったのであれば、この調査費の71万円の中で、どこの会社がどのようにこの数字をはじいて、町長がそのはじいた数字に納得されたのか、そこがまだ開示されていないので、そこの説明を頂きたいと思います。それが1つです。2つ目は、これは確認なんですけど、赤字の負債は指定管理者が負うということでもよろしいんですね。これは確認です。3つ目、これはもともとある企業立地促進条例を使わないというのは、この施設に関しては、町長のほうでは公設で造るのが前提だったということなので、公設で造るのが前提であれば、公設公営でもよかったんじゃないかなということをさらに強く持ちますが、改めてなんですけど、今からでもそこは公設公営でもいいんじゃないかと、そっちのほうスムーズに風通しがよくなるし、当該者を役場の職員として雇って一緒に肩を組んでやってもらうというのも大事だと思います。そこまでで3つの回答に頂いた質問になります。4つ目なんですけど、この投資リスクを回避するために、私はもう一度、このコンパクトエコタウン構想の原点に戻るべきだと思うんです。どうもコンパクトエコタウン構想をこの12年間、13年間議論させてきたけれど、老健施設は旭町にあって、病院は東1町内にあって、図書館は役場の横にあって、スーパーマーケットは4町内にあって、ふるさと資料館が西町にあって、温泉がほろしんにあって、あるクラスとは言いながら、なかなかコンパクトタウン構想の機能が薄れているんじゃないかと。今回、また大型投資をするのであれば、やはりこれらをつなぐようなポジションにあって、将来的に道の駅構想が仮にあるとすれば、道の駅の集客の目玉としてクラフトビール工場を建築するのが、よりよい事業効果や第6次総合計画の推進に合致しているんじゃないかと。つまり、コンパクトタウン構想の原点に戻って再構想してもよろしいんじゃないかと。もしそれが我々の未来をつなぐ希望であるならば、設計費の232万1,000円を1回ぶん投げてでも、もう1回きちんと設計し直して、沼田町民と一緒に沼田町の設計図を引いて、ここに道の駅もしくはクラフトビール工場を造ろうぜというようなことがあってもいいんじゃないかと、そこを聞きたいと思います。5つ目に

なりますが、正しい予算組みというのは、やっぱり確かな運営計画を持って、それに必要な補助金や基金をマッチングして、それでも不足するのであれば、町民の理解を頂いて一般財源を投入すると。ところが、今回の予算案は運営計画の精度があまりにも低過ぎると思います。今の値上げしたという説明も、どうも値上げのパーセンテージからいったら、なかなか理解できないような説明でございますし、そうであれば、いつ町民に開示するのかと。もし、その準備があれば、もっと早い段階で町民に開示してワークショップなどでブラッシュアップすべきだったんじゃないかと思いますが、去年の10月10日に調査費に併せて設計費232万1,000円が議会で可決をしましたが、これを町民にどのタイミングで説明するのかと、広聴です。このことについて聞きたいと思います。最後に、これから公募されるのかどうかです。私は先ほどから何となく町長と、しかるべき4年前から沼田町で一緒に汗を流してクラフトビールの研究をされている方を前提に議論をしているところなんですが、民営先がまだもし決まっていらないのであれば、公募としてもしやるのであれば、例えばノースアイランドビールとか忽布古丹などのクラフトビールで既に先行して札幌市内でアンテナショップ的なレストランを含めてやっているような方とか、もっと意欲のある方、アイデアのある方、俺は1億円なくても2,000万でできるぞというような方などに対して公募型の募集をされるのかと、ちょっと数が多くなって恐縮なんです、6つ、お答えをお願いします。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）たくさんあるんで、ちょっと対応できるのかどうか……。公設民営に関して話をまずはしたいと思いますが、質問の中に、公設公営という文言が出てきました。これは私が思うには、行政が商売をすることの取組というのは、今までにいろんな取組をしてきたわけでありまして、非常に厳しい状況でありますし、私も過去に温泉にも行かせてもらっていろいろと勉強させてもらいましたが、行政が商売をするというのは、やはり私は不可能だと思います。ですので、その環境を整えて、できればプロに任せる、それが一番理想の形だというふうに思っていますので、私は新たな素材となるクラフトビールの事業、ビジネスをいかに早く、そして運用できるような環境を整えるには公設民営が一番理想であったというふうに思っておりますので、その点は御理解を頂きたいというふうに思いますし、あえて言うなれば、公設民営のクラフトビール工場は、我が町が間違いなく日本初であろうというふうに思っていますので、その利点も踏まえて対外的にPRをしていきたいというふうに思っています。それから、赤字に関して指定管理者に負担をさせるかということだったかと思いますが（発言する声あり）（「1億円の資産をどのようにしたのか」の声あり）資産ですか。1億円の資産については、いわゆる設計をして1億円というふうな状況になったということです。なので、様々な素材を、あるいは醸造のラ

インなどもひっくるめて必要なものを集約した結果、1億円になったということで御理解を頂きたいと思います。（「ちょっと答えになっていません」の声あり）それから、赤字の負担です。それについては、先ほども言うように、開設は行政のほうで進めて、運営については指定管理者の受託をされた事業者に対して対応してもらおうというふうに思っています。それと、コンパクトエコタウンの件です。コンパクトエコタウン構想というのは、あんしんセンターの場所だけではなくて、少なくとも町なか、500メートルの歩いて暮らせる環境をつくりましょうと。なので、あの中に必要なものを集約できるようにというものがあくまでも提唱した内容であったかというふうに思っていますので、ここで駅前に工場を開設することが全く違う論法ではないというふうに思いますし、私は、逆に駅を含めた周辺を町なかに集約し、人の人流を図ることが今後の商店街の活性化に向けての最大のよい良好な要因になるというふうに思っています。それから、運営計画に関してであります、これまでクラフトビールの取組に関しては、町民に参画いただいたプロジェクトによって様々な検討もなされ、取組も進めてきたというふうに思っています。ですので、改めて別な説明をする必要はどうかというふうに思いますけども、ただ、通常でいうふるさと創造懇談会という部分では、当然、説明はすべきだというふうに思っていますけども、別途それ以外の対応については、今のところは特に考えていないというふうに思っています。以上です。（「公募の方法」の声あり）公募というか、あくまでも指定管理制度を導入する予定ですので、（「公募はしない」の声あり）いや、公募をする。通常でいう指定管理制度の（「オープンな公募をするんですか」の声あり）当然、そういう対応は今までに取り組んできた環境と同じような対応の仕方はしていく予定です。

○4番（久保元宏議員）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。ちょっと、後の質問にも関連するので、通告にないのはなるべく避けてください。

○4番（久保元宏議員）通告にあることしかしていないじゃないですか。

○議長（小峯聡議長）公募とかは書いていませんから。

○4番（久保元宏議員）でも、公設民営の質問の関連でしているんですよ、議長。

○議長（小峯聡議長）いや、公設民営は分かります。

○4番（久保元宏議員）ええ。公設民営の質問をしているんですから、全然違和感ないです。続けていいですか。

○議長（小峯聡議長）はい。

○4番（久保元宏議員）町長、ありがとうございます。やはり聞いたところ、5,000万円が1億円になったっていうのの理由を聞きました。様々な設計の組合せですというのは、やはりそれは説明にはなっていません。それで、ただ、私も言葉を選

びながら質問していますけれど、今回の質問で、町長も私も産業の起爆剤が必要だということは私も理解していますし、そこは同じ気持ちです。もちろんクラフトビールの可能性も理解しているし、共有しているところなんです、その運営の手法にまだまだ課題があるということなんです。そこで、公設民営に関しての課題をきちんとクリアにしてから前に進めましょうよというのが、この質問の趣旨でございます。ですから議長もそこを理解してください。最後に3つ確認して、やはり1,000万円で造れるクラフトビール工場を役場が造れば10倍の1億円になるというのは、やはりその根拠をきちんと町民に開示して議論していただきたいので、私は町コン云々でやるということじゃなくて、これは新年度予算の町長の一番の目玉だと思いますので、これはむしろ町長の花形の間だと思っています。きちんとこれは皆さんに胸を張って夢を語っていただきたいなと思うんですが、やはりこれは町コンその他でやるのか、1億円の説明は先ほど申した程度で終わるのかということをお願いします。2つ目、先ほどの資料3の中で議論をさせてもらったところなんです、やはり、今日も例えば産業創出課の調査報告です。商業インフラで持続可能なまちづくりの中でも提言されていましたが、起業者の報告会でスキルアップということもその中の項目に1つあったと思います。やっぱりそれは重要な提案だなと思って私も聞いていました。民営に公募された公開プロポーザルや、リアルとインターネットを併設した公開企画発表会など、町民から公設の理解を得られる必要があると思うんです。それは1番の質問で町長の口からも説明が必要ですし、担当となる方がやっぱり町民に溶け込まなきゃいけない。それはなぜかと言いましたら、やっぱり農産加工場やほろしん温泉に対して我々が持っている気持ちは、機械設備の更新をジャブジャブ投資としてつぎ込んでいることに対して、町民はもう誰も文句を言いませんし、私ももっとやれというような気持ちも半分になったりしますが、やはりそれは我が町で作ったトマトが町外で喜ばれているプライドがあったり、温泉のすばらしいお湯に親子3代つかっているからにしか違いないんですよ。その同じような環境をクラフトビールでも、ぜひ町長に構築していただきたいし、担当になる指定管理の方にもそれをしていただきたいし、担当の産業創出課の皆さんにもそこを胸張って先頭になって我々を引っ張っていただきたいと思います。それを公開プロポーザルでやるのか、担当者がリアルやインターネットの併設した企画発表会みたいなのをやるのか、やらないのかというこれを聞きます。3つ目、これも資料3の一番下、先ほど町長のほうから地元さんの話も聞こうとのことで出ていましたが、産業創出課の計画では、クラフトビールの原料には沼田町産を作付し始めるのは来年の2025年9月以降で、原材料が沼田町産になるのは5年後の2029年のようなんです、やっぱりこの計画をしている工場の最小の窯は7ガロンですので、スタートダッシュで初年度から少なくとも最小7ガロンの窯を1つ、原料が沼田町100%のクラフトビールを

造るべきだと私は思います。それは公務の義務であるとも私は思っています。それは町民の親しむ根拠ですし、それだけで十分な僕は理由になると思います。それは先ほど申したように、沼田町のトマトジュースがなぜ沼田町民に愛されるかということの根拠にもなっていますので、これは5年後にようやく沼田町100%のクラフトビールができたのではなくて、今からその準備をしていただきたいなと思っております。そのためには、クラフトビールの経営戦略を深めていただくと同時に、農業推進課のほうでも、共に最初ロットで釜に入れるホップと大麦を今年の春から実習農場とか、北いぶき農協とか民間の農業法人などと打ち合わせして、最小ロットでいいからホップ、大麦を作って、一番最初から、ほんの僅かだけど幻の沼田町100%ビール第1号をスタートダッシュで造りましたよとなれば、やった、俺も飲みたい、俺も買いたい、俺も売りたい、おらが町のビールだというふうになると思います。この3点、最後に教えてください。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）まず1点目。説明については、しっかりとふるさと創造懇談会で説明をしていきたいというふうに思います。それから、公募の件ですが、公開プロポーザルなりを導入してほしいということですか。具体的に、そこら辺の調整はまだこれからですけど、基本的には指定管理の導入については内規もございますし、それにのっとって取り組んでいく予定で考えておりますので、その点は御理解いただければというふうに思います。それから、原料100%、これは少なからず地元の原料を使って対応していこうということで、それはもう過去から相談もしてくれているみたいですし、ただ、いきなり初年度から100%の原料で対応できるかというとなかなか難しい部分もあるかもしれませんので、一日も早く対応できるようにそれはお伝えして、沼田町のビールと言ってもらえるようなそういうものを一日も早く対応できるように頑張りたいと思います。

○4番（久保元宏議員）はい。これで質問を終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号2番、篠原議員。義務教育費にかかる保護者負担の軽減をについて質問してください。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）2番、篠原です。義務教育費にかかる保護者負担の軽減をということで質問をさせていただきます。日本では義務教育は無償とすると憲法に定められているわけですが、教科書代を含めて主なものは無償というふうにはな

っていますけれども、授業で実際に使用するもの、これはかつて私も現場におりましたからいろいろ実感しておりますけれども、補助教材だとか実技に伴う消耗品だとか、いろいろなものに関わる経費、それから行事などを行う際のそういうことに関わる経費ということで、それらが保護者の負担になるということで、こういうのを最近私もいろいろ見ていて知ったんですけど、隠れ教育費というふうに呼ばれているそうです。それで、そのことと人口問題を関連づける調査があったんですけども、国立社会保障・人口問題研究所、よく知られているところですけど、2015年に公表した資料の中で、理想の子供の数を持てない理由というのが、主なその一番大きな理由が教育にお金がかかり過ぎるということを上げているようです。それについては資料があるんですけども、細かくいろいろありますけど、ここの一番端のところです。子育てにお金がかかり過ぎるということで、特に若い世代ではもう70%、80%という率でそういう実感をしているようです。そのため、例えば、理想的には2人子供が欲しいけれども、1人で我慢しておこうというようなことにもなるのかなというふうに思うんですけども、そういう教材、学校教育にお金がかかっている。でも、それは受益者負担という原則があるんだから、保護者に負担してもらうべきだというような考えがあるんだとすれば、それを改めて、誰もが平等に安心して学べる学校生活というのを保障するために、今、実際に各地で教育費の公費負担が進んでいるようです。その一部としては、沼田町でも給食費の負担を始めていただきましたけれども、非常に先端的な例だなというふうに感じたんですけども、北海道内で道南の北斗市で、まさに今年から中学校の制服を何校かあるものを統一して、全額市で助成するということが始まろうとしているようです。これも、やはりそういう教育に係る隠れ教育費の保護者負担を少しでも軽減したいというところから取り組まれているのではないかなというふうに思いますけれども、憲法にある義務教育は無償とするという理念を実現して、それが少子化の対策、改善にも資するのであれば、保護者の隠れ教育費負担を軽減するというのは、とても有効なことなのではないかなというふうに考えますので、教育長に次のことをまずお聞きしたいと思います。まず、実際の沼田の状況ということで、沼田学園で小中学校それぞれで、入学から卒業までに必要となる、いわゆる、今、申し上げた隠れ経費なるものがどの程度の金額になるというふうに捉えていらっしゃるのかということをもっとお聞きしたいと思います。それから、教育にお金がかかり過ぎるという保護者の声に応えるためには、沼田町でもできるところからということかもしれませんけれども、補助教材などの公費負担を行ってはどうかというふうに考えるわけですけども、その考えについてお聞きしたいと思います。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）それでは、まず、今、御質問のありました小中学校の教材費などのいわゆる隠れ教育費と言われているものでありますけれども、この金額につきましては、主に今調査させていただいたのが、各御家庭での御負担にそれぞれがなっている部分までは把握し切れなくて、学校で徴収しているようなベースのものでありますけれども、教材費や例えば部活動、スポーツ文化後援会、宿泊研修、見学旅行、修学旅行、PTA会費など、こういったもので積算させていただきましたところ、1人当たりですが、小学校が1年生から5年生までの平均で1人当たり1万2,000円、小学校6年生は修学旅行が入りますので5万2,000円です。中学校が1、2年生が2万1,000円、中3が修学旅行込みで6万5,000円となります。これに中学生につきましては、さらにこれも個人差があるかと思いますが、制服の負担や運動着の負担などが加わることになろうかと思います。次の質問の公費負担を行う考えがあるかということにつきましては、沼田学園の設置者は町でありますけれども、子供たちの平等な教育の機会均等を考えた場合の義務教育に係る負担については、一自治体が負担する、しないの議論に収まるものではなくて、我が国の子ども・子育て、公教育を通して国や地方公共団体が責任を持って、次世代を担う子供たちをどう育てていくかという議論がベースになってくるかと思います。このことから、今後の国や道の動向も踏まえながら議論をしていくべきだというふうに考えております。隠れ教育費イコール保護者負担の問題と捉えるだけでなく、費用対効果の観点からも、教材費の適正化を図りながら、児童生徒にとって真に必要な補助教材の選定、導入することで、保護者負担の軽減と理解も頂けるのかなと考えております。なお、本町における教材費などに対する就学援助としましては、学校法に基づきまして、要保護・準要保護世帯の生徒に対しまして、交付税措置の下、学用品や制服などの費用を援助しているところであります。また、今まで保護者負担の75%を占めていました給食費については、町が昨年度から児童生徒全員を無料化しておりまして、保護者に対して大幅な負担軽減となっていることかと思えます。町における公費、私費の負担区分については、都道府県教育長協議会によって、1972年に出された義務教育における公費・私費の負担区分を基に定められた基準に準じて、私費負担とすべき経費を定めておりますが、その考え方といたしましては、児童生徒個人の所有物として、家庭、学校のいずれにおいても使用できるものに係る経費、学級、学年、特定の全員が個人用の教材、教具として使用するものに係る経費、例といたしまして、教科書以外の個人用図書、ノート類、各種文房具、補助教材、学習用具などとして運用させていただいております。現段階におきまして、今ほど申し上げました私費の区分、私費の負担、この考え方、この私費負担に対して支援をするという考え方は今のところ持っておりませんが、今後の社会情勢や町の子育て支援施策などを検討する上で、公費として支援することが望ましいと判断させていただいたときには、前向き

に検討させていただければというふうに思っています。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）結論的に言うと、今のところ公費でのそういう教材費の負担、援助は当面考えていないというふうにおっしゃったのかなというふうに思うんですけども、ちょっと今のお話の中で、一部私の聞き取りが悪かったのか分からないんですけどもう一度確認をさせてもらいたいんですけども、一つは、費用対効果という言葉をお使いになられたんですけども、教育のことですので、かけた費用とそれに見合う何か効果が上がるとかという発想にそもそもなるのかなというふうに思ったんですけど、その辺のおっしゃられた意図というのは何なのかということのを改めてお聞きしたいのと、それから、私費負担という概念、その部分に係るものについて、公費からの支援というのが今のところは難しいんじゃないかという考えなのかなというふうにお聞きしましたがけれども、冒頭申し上げたように、教育は無償とするという憲法の理念から言って、私費であるか何かに関わらず、学校に行ったときにかかるお金はやはり無料であってほしいと、それは、就学援助のお話もされましたけれども、そういうふうに経済的に困窮される世帯への支援というのがありますけれども、そうじゃなくて、やっぱり平等にみんな同じように使っているものについては、平等に支援があっていいのかなというふうに私は考えたんですけども、その辺について重ねてお聞きいたします。

○議長（小峯聡議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）まず、その費用対効果の関係であります、これはちょっと説明が不足して申し訳なかったんですが、まず、教材費を学校で購入する際に、本来、その授業に本当にこの教材が必要なかどうか、あるいはその質がこれでいいのかどうかというところを十分に精査した中で教材をそろえていく。今、負担いただいている保護者への負担を最小限で効果を出していくという考え方に立ちたいという意味合いでございます。それから、先ほど憲法の理念ということでお話しいただきました。私もちょっと、憲法の第26条の関係かと思いますが、義務教育費はこれが無償とするというふうに定めがあるかと思いますが。この後に、この義務教育の無償の範囲といたしまして、これは1964年の2月26日の最高裁の判例で、この無償の範囲というものを授業料を徴収しないことということで定められた。この判例の中では、学用品は親の負担ということでの考え方を最高裁が示されていると。これに基づきまして、1972年に全国の都道府県教育長会議におきまして、先ほどの公費・私費負担のこの段階の原則考え方を示した中で、現在、運用されているという私は解釈をさせていただいております。そういった中で、先ほどの答弁とかぶりますけれども、現在のところは、先ほど申し上げたとおり、今のところ公費負担という考え方は今のところ持っておりませんが、給食費の例を例えても、経済状況が悪化したり、あ

るいは、これも国のほうからの給食費の関係は指示があったんですが、最大限保護者負担を軽減してくれという指示の下での通知もございましたので、そういった国との動きの連動の中で、必要と思われるものにつきましては、当然、これは検討していきますし、さらに加えて、町としての子育て支援として、この教材費を少しでも公費で負担いたしまして、保護者の負担を軽減すべきではないかという考えに立ったときには、考えたいという考えでございますので、御理解いただければというふうに思います。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）憲法解釈というか法律の解釈について、私の不勉強なところもあったのかなというふうに思いますけれども、ただいまのお話で言えば、いろいろな状況を見て、全く保護者負担の軽減について考えていないというわけではないというふうな前向きなお話も伺えたというふうに判断しますので、この件については以上で終わりたいと思います。

○議長（小峯聡議長）それでは、続いて、沼田町でも同性パートナーシップ制度を導入してはについて質問してください。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）引き続き、2番、篠原です。沼田町でも同性パートナーシップ制度を導入してはということで質問いたしますけれども、この間、ジェンダー平等問題に関わることにいろいろな観点から質問をさせていただいてきましたけれども、これもその一連のものというふうに考えています。同性パートナーシップ制度は、政府が同性婚に対してなかなかまだ前向きな取組になっていかないという状況を抱えている中で、であれば、同性パートナーシップという範囲においては、権利の保障は十分ではないですけれども、行政がそれを認めるということが、まず必要な貴重な一歩になるのではないかなという判断の下に、幾つかの自治体の中で広がりを見せてきていることかなというふうに思っています。日本では、2015年、東京都の渋谷区と世田谷区において、同性カップルを自治体が証明したり、宣誓を受け付けたりできるパートナーシップ制度というものが始まりました。今では全国で390を超える自治体で実施されていると。北海道でも、今年1月現在、18市町が実施済みで、今後、実施予定の自治体も続いているようです。今年1月が一番多くて、何か駆け込み的になっているのかなと。これ、資料が今の北海道の状況をまとめたものですが、2024年の1月というのが半分で、しかも上川管内がほとんどですので、何かの関係の力が働いているのかどうかちょっと私は分かりませんが、今、そういうふうに徐々に広がりを見せているというところのようです。世界が日本に先行

してジェンダー平等の取組が広がっていますが、多様な家族の在り方への理解が非常に進んでいる中で、冒頭申し上げたように、日本ではまだジェンダー平等の取組が遅れているところがあります。その解決策を少しでも、一步でも前進させる、その一つとして、夫婦別姓や同性婚が国において早期に制度化されるということがやはり一番望まれるわけですが、自治体として取組が可能なこの同性パートナーシップ制度に関わる点について、次のことをお聞きしたいと思います。まず、現在、沼田町において同性カップルが沼田町内に居住をしようというふうに考えたときに、通常のいわゆる異性同士のカップルでは認められるものが、同性であるがゆえに認められない、極端な言い方をすると排除されるというようなことがあるのかどうか。同性カップルに認められる権利というのものもあるのか、それをまずちょっと確認をさせていただきたいと思います。その上で、この同性カップルの権利を拡大するために、沼田町でもぜひこのパートナーシップ制度を取り入れていただきたいと思います。すけれども、その考えはあるのでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）それでは篠原議員の質問に回答したいと思います。まず、資料にもありましたが、道内においてパートナーシップ制度を導入しているのは現在18市町村ということで、近くの市でも制度の導入を検討しているという情報は聞いているところであります。パートナーシップ宣誓制度は、LGBT、性的少数者、性的マイノリティの当事者を含む2人のカップルが互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係であることを宣誓し、市町村が両者に対して証明書、パートナーシップ宣誓書受領書を交付する制度であります。沼田町においてこの制度を導入することで考えられるのは、まず1つ目には公営住宅の入居に関してです。これまでは、婚姻関係や戸籍上の家族である必要がありましたけれども、同性カップルなどでも条件を満たすことが可能になる場合が考えられます。それから、2つ目には、個人情報開示請求に関して、亡くなったパートナーですとか、または委任状を提出できないパートナーの個人情報の開示請求ができることが考えられます。それから、3つ目には、所得課税証明書、納税証明書に関して、申請あるいは交付の手続が同居親族と同様に委任状不要で申請可能にできることが考えられるのであります。ただ、パートナーシップ宣誓制度と婚姻には、憲法や民法で定められるように違いがあり、町の事業においても婚姻を条件にしている各種事業は対象にならないものもあると考えます。また、本町における導入の考え方については、調査を進めながらその必要性や町民の意識などを把握した上で、役所内でも議論を重ねて検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）今、同性パートナーシップ宣誓、宣言を行うことで可能になることを3点ほど御提示いただいたわけですが、私も公営住宅への入居などについては、家族として、配偶者というか一種の配偶者として認められることになれば、それが可能になるということに捉えていましたけども、それ一つとっても、すごくやっぱり大きなことかなというふうには思いましたので、今、国の同性婚についての制度がまだ進んでいない段階で、自治体ができることというのは本当に限られているというふうには思いますけれども、実際に、近隣でも導入が進んでいる実態もあるということで、町内でもそういう実態があれば、前向きに検討していくというふうに捉えてもよろしいでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）そのように答えたつもりでありますけれども、もう一度言います。本町における導入の考え方については、調査を進めながらその必要性や町民の意識などを把握をして、役場内でも議論を重ねていきたいというふうに回答させていただきましたが、いかがですか。

○2番（篠原暁議員）失礼いたしました。じゃあそのように取り組んでいただくということで、この件については終わりにしたいと思います。

○議長（小峯聡議長）ここで、暫時休憩します。2時30分まで休憩したいと思います。

午後 2時20分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（小峯聡議長）それでは再開します。議席番号9番、上野議員。クラフトビール工場の予算はなぜ倍になったかについて質問してください。今まで答えてもらった部分はそのように発言してください。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）9番、上野です。今、久保議員が質問した中とダブらないようにという議長からのそれがありますので、考えながら質問させていただきますけど、答えているものについては、ちょっとさっき言いましたでいいですから。その辺、私は町長の思いとかという感じで分かりますので、本当に産業を創出したいとかというそういう熱意は伝わっていますけど、でも町民の感じというのは、聞いた感じのことになるので、ぜひちょっと時間を頂きたいと思います。本当に沼田町のクラフトビール工場の予算はなぜ倍になったのか。これは本当に簡単な言葉だけど、結構、町民から見て重い印象が深くて、ちょっと質問の題にして申し訳ないなというぐらい

反省しながら、思い切り書いてみました。本当に昨年は、うちら議員には10月には、クラフトビールの説明、沼田の駅の横で22坪で5,000万ぐらいだということで説明を受けて、その中で、道新ですけど、1億800万という予算書の中で出ていて、これまた驚いたのと、先ほど久保議員が質問の中でなぜ倍になったか、町長の回答は物価高、さらに運搬費という話をされましたけど、このことは5,000万の段階で既に物価高、運搬賃、本当にもう分かっていることだと思うんです。5,000万の数字が倍になるということは、物価だけではないと私は思うんです。だから、そのことについて最初の予算、誰がどのようにして決めて、どういようなちゅうか、一つの部品一つにしても、やっぱり決まった中で5,000万という数字を建物から備品から細かい数字が積み上がって5,000万という数字が出たことによって、うちに説明があったと思うんですけど、でも、この1億という倍になったというのは、本当に町民が議員が納得できるような、これが100円のものが1万円になった、このぐらいの気持ちだと思って、町長、本当に倍になった、1億といったら町長すごいお金です。それも小さな建物、それも駅の横、町の中のにぎわい、留萌線が廃線になったらここに建てて人を呼び込む、本当にそれを達成するには相当の手腕とアイデア、力、これがなければちょっと心配な気持ちがあります。そのことについて、町長、倍になったという言葉はあれですけど、本当に何がどうなって、町民も議員も納得できるような数字ちゅうか考えをお聞かせ願いたいと思います。あと、議長からあれなんですけど、指定管理の要綱にのっとって町長は久保議員の質問に答えてくれたんですけど、要綱は要綱ですけど、安定性のある指定管理というのは個人よりも法人でないかな。私は要綱は知りませんが、その辺の町長としての安定性、これはやっぱり法人格を持った人に公募というんか、できたらそれと、3番なんですけど、地元の経済効果、本当に今、沼田の酒屋さんも少ない。その酒屋さんはじめ取り扱っているお店がどんだけ経済効果があるか、町民が沼田で買おう、あっこ行ったら安い、だから沼田に来てください、そういうふうに町長は考えているんですけど、本当の地元の商店が、いや、もうかる、地ビールやってもうかる、この、さっきの久保議員の説明じゃないけど、1個売って100円、これでは商店の力は入らないと思います。もっとそれに特化した利益が上がるような地ビールを、もう中身からレッテルもそうなんですけど、いろんなことを考えながら商店が扱いたい、こういう品物につくり上げるといふことの、町長が考えていると言われたらそれまでなんですけど、町の商店に対する、商店が売っていただける、もうけてもらう、そんなことを考えてほしいんですけど、その辺の町長の考えをまずはその辺ちょっとお聞かせください。倍になったその5,000万から1億。具体的な。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）どこまで質問を受けたのかちょっと分からなくなってしまいま

した。差し当たりは1つ目の事業規模が大きくなったことに関して、再度質問があったというふうに受け止めていいのかなと思うけども、昨年、我々のほうから説明をした数字というものが、ひとりで動いてしまっているというのも正直あるのかなと思いますけど、あくまでも、あれは設計をする前の話であって、本当に概算の概算で、この程度の費用でできるんじゃないかなというそういう提案で数字を出させていたのだというつもりであります。少なくとも倍になったという状況は、先ほどから言うように、物価高というものがもう間違いなく言えるというふうに思いますし、いずれにしても、物価高というものがまず要因だったということです。それと、設計をする中で、要因としては、醸造に当たって発生する壁等の湿気対策の加工が当初想定していなかったものが、そういうものしなければいけなくなったこと、それと、タンク重量に対応する床、基礎の厚さだとか、タンク等の設置に伴う屋根の高さの加工をしなければいけなくなった、こういう点も当初説明をした中で増えた要因になったというそんなことであります。その点について御理解を賜りたいというふうに思いますのと、あと、指定管理については、個人じゃなく法人を想定すべきだというふうにお話があったかと思いますが、基本的には法人を想定しています。具体的に言うと、指定管理の事業者選定方法、あるいは選定基準については、沼田町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づいて指定管理者の募集を行い、選考委員会を設けた中でプレゼンテーションを行ったり、ヒアリングを行って評価選定をし、最終的には議会の本会議において議決を頂き決定をするというそういう流れで対応していく予定でありますので、その点は御理解を頂ければというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）今、町長の説明で規模が大きくなったということは、中の器具関係は変わらないということなのか、器具も大きくなったのか。それと、建物自体はそんなに変わっていないと思うんです。それが中の構造物が大きくなった、その辺、ちょっと町長やっぱりもう少し、物価高だけではちょっと町民に私も説明しづらいので、本当に例えば、冷蔵庫が3万円が300万、500万になったとか、そういう例えばの例です。何かそのぐらい、町長、町民が聞いて、それなら倍になっても仕方ないなというものは何かないですか、町長。それと、私、駅の横に地ビール工場を造る維持費、予算委員会もありますのであれですけど、本当にそこに建てることによって、本当に町の将来、5年、10年先に子供たちなり若い人たちに、よかったよ、横山町長、この駅の横に建てて本当に人がにぎわって、本当に活性化になって商店も潤った、このほうになるために町長の考え方というか、その辺をちょっともう少し、その2つをまずお聞かせください。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）本当、私の説明が悪かったのか、規模が大きくなったという説明は先ほどはしていないつもりだったんですけど（「言ったよ」の声あり）あくまでも、まず第一には物価高によるそういう資材が高くなったという点を説明して、先ほど補足した説明は、いわゆる仕様が変わったというか、いわゆる今まで想定していたものをしなくていいと思っていたものが、壁の仕様を変えなければいけないだとか、それから床の厚さを変えなきゃいけないだとか、タンクの設置に伴って屋根を高くちょっとしなければいけないだとか、そういう仕様が変わったことにより費用が増えたということで御理解を頂ければというふうに思います。それから場所の件です。駅前が駄目だということですか。

○9番（上野敏夫議員）いやいや、人を集める、例えば沼田の駅だとかあの辺の一带を将来こう考えているんだというものがあれば、ちょっと考えないかなと思って。

○町長（横山茂町長）いやいや、それも以前から何度かお話もしているかと思うけども、町の顔というのは、廃線になったとしても沼田の顔は変わらないというふうに思います。そのことも踏まえて、いわゆる駅未来協議会、町民の方々に参画を頂いて、いわゆるプロジェクト的なそういう組織を今動かして、駅含めた町なかでの新たな対応策、利用策、その点を協議させてもらっていますので、とにかく、駅あるいは町なか周辺に人を回流させる、まずは特効薬としての機能をこのクラフトビール工場に進めていきたいというふうに思っています。以上です。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）規模は現状で工場が高くなったということで、それで1億超えたという感じで、そこに町長の執行方針じゃないけど、雇用だとか、結構、経済効果を期待するようなことは書かれていたんですけど、将来的に何人雇って、どういう将来像というんか、象徴としてのやっぱり雇用するという考えがあって、何人ぐらい雇用するのか、さらに、町長、最後に私のお願いというんか要望なんですけど、このクラフトビールの1年間の決算書、監査委員だけでなくて議会にも決算書を報告願いたいと思うんです。その辺、町長はどう、できませんか。お願いできませんか。その2つお願いします。雇用と。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）雇用の関係については、人数はあくまでも指定管理事業者が、今後の運営をこういうふうにしたいというものを提案を受けて決めるので、ここで僕が10人にしますとかという話にはならないかと思う。ただ、それは複数人は増やしていつてくれるというふうに思いますし、あくまでもクラフトビールの工場だけじゃなくて、やはり町のいろんな、先ほども久保議員のときにも説明しましたが、い

ろんなつながりが絶対生まれてくると思います。それによって町の活力というものをにぎわいを創出することもできるというふうに思いますので、それは理解をしていただきたいというふうに思います。それと決算書については、いわゆる指定管理者として動く組織については、少なからず定期的に報告は、温泉ですとか他の指定管理同様に報告は頂けるというふうに思いますので、それは開示できると思います。

○9番（上野敏夫議員）お願いします。以上です。終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号5番、三浦議員。介護施設・町内各施設の暑さ対策と雪冷房の活用をどう考えるについて質問してください。

○5番（三浦実希議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。三浦議員。

○5番（三浦実希議員）5番、三浦です。ここ数年の夏の暑さはとても厳しいものがあり、涼しいはずの北海道でも沖縄県よりも高い気温が記録されることもありました。昨年の夏を思い出していただきたいと思います。沼田町で、8月に気温が35.8度までになりました。全国的にも異常な暑さで、テレビやラジオからは連日のように我慢しないでエアコンをつけ、水分補給で熱中症対策をと警告されていました。資料も一緒に御覧ください。気象庁のデータでは、沼田町の昨年の6月から8月で、最高気温が30度を超す真夏日が27回、そのうち35度を超す猛暑日が1回ありました。地球温暖化などの事情により、今後も夏の高温傾向が予想される中、住民が利用する町内各施設や役場庁舎内などの暑さへの対策が必要と考えます。特に高齢者は体内の水分が不足しがちで体に熱がこもりやすく、暑さへの調整機能が低下します。また、加齢により暑さや喉の乾きに対する感覚が鈍くなります。高齢者の利用する介護施設、特に生活の場でもあります旭寿園などの暑さ対策や冷房機器の設置は緊急を要するものです。また、人材不足が深刻となっている中、職場環境を整え快適に働くことができるのも職場選択の一つになると考えます。そして、我が町は、輝け雪のまち宣言をして、雪と共生するまちづくりを目指し実現しています。スノークールライスファクトリーをはじめ、様々な施設で雪冷房のシステムを活用しています。そこで、今後、新産業として建築するクラフトビール醸造所——クラフトビール工場です——などの施設においては、温度や品質管理、また冷却することが不可欠と思います。ぜひ雪冷房のシステムを活用することで、沼田ブランドのアピール材料にしていきたいと考えます。そこで町長に伺います。1、今現在、旭寿園等の介護施設や町内各施設の夏の暑さ対策はどのように取られているか。2、近隣の町役場ではエアコンを設置するとのこと。本町でも介護施設や町内各施設のエアコン設置を検討していく考えがあるか。3、クラフトビール醸造所、工場などの新建築物に対し

て、また新産業や特産品開発において雪冷房システムの活用のあるか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）それでは三浦議員の御質問にお答えをしたいというふうに思いますが、まず1点目の高齢者施設です。町内の旭寿園、和風園、なごみの夏の暑さ対策についてでありますけれども、一般的に、高齢者は暑さによる体の調整機能が低下するというふうに言われていることから、直接的に体温を下げることができるよう濡れタオルですとか、首筋、頭部を冷やすことを常時行っております。また、入所者個人への小まめなバイタルチェックを行いながら、水分補給を欠かさず摂取できるように提供し、食事も、暑い時期においては冷たい麺類などを多くメニューとするなど、食べることで体力維持をできるよう配慮しているところであります。各施設とも、教室あるいは廊下等には扇風機は複数台常時設置をして対応しておりますが、扇風機だけだと窓を開けても風が通り抜けない、それに伴って室温が下がらない現状があることから、一部教室に設置しているスポットクーラー、窓用のクーラー、エアコンですか。窓用エアコンを使って一部の空間の温度を下げながら、入居者、利用者をいわゆる温度が下がった空間に集まってもらって、暑さをしのぐ工夫を施しながら、和風園では雪冷房も活用しながら見守るよう対応しているところです。各施設にある医務室、それから職員休憩室、それと厨房にはエアコンが設置されているところですが、利用者さんが体調を崩した場合は、職員休憩室などを活用しながら臨機応変に対応できる体制として、働く職員も休憩室を利用しながら業務を行うことで暑さ対策の一環を担っていただいているということでもあります。和風園のほうでは、新年度予算において夏の時期に特に暑くなる西日の入る教室、それから南面の教室、ここに利用者さんの要望がありまして、室内の温度がこれ以上上がらない対策として、射熱カーテンというものを設置する予算も計上しているところであります。それから、2つ目の質問でありますけれども、高齢者福祉施設のエアコンの設置検討状況ですが、今後の町内高齢者人口の推移、それから施設の運営状況、施設の老朽化等、課題が山積している状況で、将来を見据えた高齢者福祉施設の在り方を庁内のほうでプロジェクトを設けて議論しているところであります。その方向性について、多額の財政支出を伴う案件でもあることから、非常に慎重に議論は進めているところであります。今後、早い段階で一定の方向性をお示しすることで予定しておりますが、エアコンの設置検討にあっては、施設の方向性が決まり次第、その施設の設置の検討を行うことも考えておりまして、今の現状の現行施設に設置することはちょっと検討はしていないということです。しかしながら、やはり脱水症状あるいは熱中症の予防など、入所されている方の健康に配慮した措置が必要なものというふうに考えており

ますので、少しでも施設での生活が快適に過ごしていただけるような工夫は、今後も対応してまいりたいというふうに思っています。それから、公共施設についての設置の考え方がありますが、ここまで異常といえる猛暑が続くことを考えれば、公共施設、いわゆる役場をひっくるめた公共施設についてもエアコンの必要性は十二分感じてはいますが、公共施設のエアコン整備に対する補助事業、補助メニューというものがなくて、いわゆる実証する場合は一般財源で賄わなければならないということ、をまずは御理解していただきたいというふうに思います。多額の費用を一般財源で賄うことによって、町民サービスの低下につながっては困るというそんな点も含めて検討して、設置することは検討していないということです。最後の3点目です。クラフトビール工場などへの雪冷房の導入に関してですが、クラフトビール工場については設置は考えていません。というのは、逆に製品が出来上がって、その製品の貯蔵をする、あるいは売る環境の中でぜひとも雪の利用については検討いただきたいというそんな思いでありますけれども、その以外の分野で、本町が独自にこの再生可能エネルギーの設備導入支援事業というものを持っておりまして、雪冷房システム導入については、町内の農業法人でも令和4年度にお米の利雪型米貯蔵庫で導入をしていただいているところでもあります。直近ではです。そのほかにもございますけれども、直近ではそういう整備をしていただいています。先ほど言うように、クラフトビール工場については、工場そのものについては導入は考えておりませんけれども、いろんな面での事業を活用するアピールは続けていきたいというふうに思いますし、雪と共生するまちづくりを提唱している本町でありますので、様々な利用の仕方についても、ハード面ばかりじゃなくて、ソフト面もひっくるめて雪を活用し、それに恩恵を受けられるようなそんな環境づくりに向けてもいろいろと考えていきたいというふうに思います。以上です。

○5番（三浦実希議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。三浦議員。

○5番（三浦実希議員）町長からの答弁を頂きまして、まず、今現在の介護施設での暑さ対策はということで、直接的な濡れタオルですとか、私が聞いたところによりますと、お風呂を上がった後に氷を食べているとかという話も聞いたことがあります。バイタルチェックや冷たいものということだったんですけれども、やはりそのことによって職員の手数がかかるということももちろんありますし、扇風機などを置いたところでも、やっぱり暑い風の中だと暑い風を回すだけのことになってしまいますので、一応、方向は早い段階で方向を示すということで町長の答弁を頂いたんですけれども、特に介護施設、高齢者が使う場所、そしてまた生活の場所に関しましては、本当に急いだ段階で方向を示していただいて、冷房機器の検討をお願いしたいと思います。続いて、クラフトビール工場に関してなんですけれども、雪冷房のシステム

を活用するつもりはないということだったんですが、雪冷房のシステムを活用して、製品とかを冷やしてということ考えているということですのでよろしいですか。そして、新しい特産品開発にも今後扱っていくということ考えてよろしいですか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）前段の高齢者施設の質問ということでいいですか。早い時期に、少なくとも翌年度の令和6年度には示すことができるように調整はしていきたいというふうに思います。あと、クラフトビール工場の件でありますけど、具体的には、これから建てる予定の工場の中では、先ほども言うように、雪冷房貯蔵施設は造る予定はありません。莫大なお金がかかりますので。それは、先ほどの議論の中で言うと、それはそれはなかなか難しい分がある。それ以上に、やはり先ほども言うように、出来上がった製品を一時的にもそうやって雪冷房で冷やす、あるいは販売のときに雪を活用して冷やして、直接、お客様との触れ合いに使うだとか、そういう対応の仕方をぜひとも雪を利用して対応していけるように、事業者が決まれば、少なくともそういう対応をしてもらえるように要請はしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○5番（三浦実希議員）いいです。質問は終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号8番、大沼議員。自治体デジタルトランスフォーメーションへの取組はについて質問してください。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）それでは、質問させていただきます。自治体DX、デジタルトランスフォーメーションの略ですけど、これの取組はということでの質問でございますが、インターネットの開発がされて、ISDN、ADSL、それから、今、光回線というふうに進んできていますし、その頃、ISDNだから、デジタル回線が普及した頃から、総務省もユビキタス政策というものを打ち出しまして、いつでもどこでも誰もがインターネット環境とかデジタル環境をとということで推奨してまいりました。これが今進んで進んで、今、DXという言葉になっているようでございますが、これの取組ということなんですが、デジタル技術の利用で地域住民のQOLの向上を目指しています。一つには、自治体の情報システムの標準化・共通化、2つ目、マイナンバーカードの普及促進、3つ目、自治体の行政手続のオンライン化、4つ目、自治体のAI、RPAの利用促進。5つ目、テレワークの推進、6つ目、セキュリテ

イー対策の徹底、これが求められているようです。1つ目の自治体の情報システムの標準化・共通化というものにつきましては、町長、目標時期を2025年度として、国が使っているガバメントクラウドの活用に向けた検討を踏まえて、基幹系17業務、これを移せということを行っているようです。これが、今、進んでいるのかどうかは別にして、まずこれに手をつけないとならないのかなと思います。この辺の考え方をひとつ教えていただきたい。マイナンバーの普及は、もうこれ十分、今、沼田町でも進んでいるし、住民生活課が一生懸命やっているかと思います。ただ、このマイナンバーの今度利用については、自治体の行政手続のオンライン化ということでは、マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続ということで、子育て関係が15手続、介護関係が11手続、災害支援関係が1、それから自動車保有関係、これが4、だから合計4分野から31事業、これがマイナンバーカードを取得した後にオンライン化として進めないとならないというふうにされているようです。その中で、これを進める課題として、まず、自治体に強く残るアナログ文化、これをどう解消するのか、それから、今のデジタルトランスフォーメーションに対する理解の不足、それから、これを育成するデジタル人材の人間の不足、それと、もう一つは、それは何じゃいなという町民と行政とのコミュニケーション不足、これらが上げられています。これを解決するには、DXに対する意識改革と構造の抜本的な見直し、この構造の抜本的な見直しというのが、多分役場庁舎のことを言っているんかと思うんですが、これが求められていまして、自治体DXを進めるには全体方針のまず決定をなさないと、そして推進体制を整備なさないと、それからPDCAサイクルとOODAループ、このバランスを考えて実行していく、この方法も推奨されているんです。これらをまず、取組としてどの程度まで町長が考えられているのか。それから、これはその後にデジタル原則に基づく条例等の規制の点検、見直し、多くのこの作業があると思いますが、住民の利便性の向上のために進展が期待される、進めることを期待されるんですが、ここに職員の負担軽減のためにもという言葉があるんです。僕は、今、基幹17業務とそれからオンライン化を進めるさっきの4分野の合計31の分野にわたるこの行政手続、これを進めるのは、これは職員の負担軽減どころか、職員にひどい重荷をかけるんじゃないかと思うんです。岸田内閣が言っているのかな、総務省発信なのかな、デジタル田園都市国家構想、これも基調になっているとは思いますが。町長の執行方針にもあったんだけど、1,000億の予算を組んでいるようです。だけど、これを進めないと予算がもらえないものなのか、それとも計画すると、申請するともらえるのかという話です。だけど、僕は、このデジタル田園都市構想という国がデジタルDX化を進めるのだったら、むしろちゃんとお金をくれてこういうふうにやってくださいというのが本当だと思うんだけど、何かそういうふうにはなっていないようなんです。その辺の話を踏まえた上で、自治体のD

X、これについて町長がどのように考えられているかお尋ねしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）大沼議員の質問にお答えをしたいというふうに思います。いろいろ御質問が多々ありましたけれども、まず回答しておきたいというふうに思いますが、1つ目の自治体の情報システムの標準化・共通化について、令和2年の12月25日付でデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタルガバメント実行計画が閣議決定をされまして、質問にもありましたが、17業務の決定ということで、それを令和7年度末までにということに進んでいるところです。それに令和3年の6月18日には、戸籍あるいは戸籍の附票、印鑑登録の3業務が追加されて20業務、標準化の20業務を目指すというふうになったところです。これは、国あるいは地方公共団体、従来、時間と費用の面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータ取り込みが円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与することを目的とするというようなことで、本町では、国から令和7年度末までに20業務のシステム標準化・共通化、それからガバメントクラウドへのリフトアップが求められているので、7年度中の標準化と運用を目標に、現在、調整中であるところであります。それから、2点目のマイナンバーカードの状況ですが、令和6年の1月末現在、有効カード枚数が2,316枚、保有率が79.9、約80%となっております。これまでにマイナンバーカード普及促進の取組について行ったものについては、様々な休日対応ですとか、夜間臨時窓口ですとか、イベント時の出張所とか、そんな取組を担当職員が常時対応していただいて、現在も普及促進に向けて取り組んでいるところです。それから、3点目の自治体の行政手続のオンライン化であります。国からは、令和4年度末までに転出入手続を含む特に国民の利便性向上に資する28手続について、行政手続のオンライン化が求められて、令和5年3月末に行政手続のオンライン化が完了しています。具体的には、マイナンバーカード活用でオンラインの行政手続しては、e-Taxの368件の利用があったこと、それから転出入ワンストップ手続というもので15件、それからマイナ保険証においては、登録者数が1,136件というふうになっております。ただ、残念ながら、今のところまだ子育て・介護オンライン申請については実績はない状況であります。4点目のAI、RPAの利用促進についてでありますけれども、現在、生成AIについては飛躍的な進歩を遂げており、自治体が先駆的に、横須賀市が先駆的に導入を進めていることは認知をしておりますけれども、その費用対効果、それからメリット・デメリットについて情報収集の最中でありますので、それから、RPA、ロボティック・プロセス・オートメーションに関しては、さきの標準化・共通化により、画面レイアウトが大きく変更となった場合、今まで作成した業務シナリオを再度作成しなければ

いけなくなる、いわゆる手戻りの状態が発生する可能性があるということで、標準化等の対応が完了した後に本格的に検討していきたいというふうに考えています。それから、テレワークの推進については、もうある程度御理解を頂いているものというふうに思いますが、当町では、自宅から職場が近いというそういう部分もありますので、テレワークを積極的に導入していないのも事実であります。有事の際にリモートで仕事ができるよう J-LIS、地方公共団体情報システム機構により無償提供されている自治体のテレワークのシステムの導入を行いまして、実際にテレワークができるか検証まで実施済みであります。それと、セキュリティー対策の徹底です。これについては、2015年の年金機構の情報漏えい発生事故によって、国のほうから三層分離のセキュリティー対策について求められておりまして、当町もアルファモデルを採用しているところです。最もリスクの高いインターネット回線につきましては、北海道自治体情報セキュリティークラウドを経由しているため、常に監視をなされ、住民情報の流出を防ぐような仕組みとなっております。現状を踏まえて、広報情報グループにて国の動向を注視して庁舎内のシステム改修など、事業者と今後のスケジュール、それから費用について協議をしてまいりたいというふうに思っています。さらに、北海道ではデジタルトランスフォーメーションの推進課を設置し、内閣府ではデジタル専門人材派遣制度により人材派遣を含めた自治体への相談等の受付もしていることから、必要に応じて、今後、協議あるいは利用をしてまいりたいというふうに思っています。なお、マイナ保険証など、現在、利用可能な住民サービスについては、利用促進を図るための改めて周知を図ってまいりたいというふうに思っておりますが、以上が、本町の取組の概要であります。議員から質問があった住民の利便性向上、あるいは地域全体のDX展開に期待している町長の考え方についてです。私の考えとしては、いわゆるDX導入には、デジタルやITに精通した人材の確保、あるいは初期、運用費用などがコストがかかりますが、一方、導入することで生産性の向上、それから職員の負担軽減、町民サービスの向上というメリットを得られるというふうに考えています。また、働き方改革もメリットの一つに上げられ、業務効率化によって業務時間を削減することにもつながるというふうに思っていますが、しかし、DX導入に当たっては、やはりコストとその効果を十分に把握しながら対応することも必要というふうに判断しますので、当町としても活用する必要はあるという認識の下、事務の効率化とペーパーレス化を深めるために、システムの導入を6年度から一部導入をしていこうということと、それから町民からの要望も多い電子回覧版の運用についても目指す方向で検討を行っています。それに、町民サービスの向上を図る上で、我々もプロの人材がいないので、やはり各課においてDXを導入するに当たって、どんなものが導入すべきなのか、導入したほうがいいのか、あるいは、これはまだ難しいだろうという、その底辺の学ぶ場というか、プロジェク

ト的な組織を立ち上げて学び、そして各課で議論、課内の仕事ばかりじゃなくて、各課が網羅する町民のサービスの中でのそういう提供の仕方などもひっくるめて内部で議論し、検討した上で、今後、本町に見合ったサービスを進めていきたいなというふうに思っています。以上です。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）デジタルガバメントの実行というものは、もうこれを進めていかないとならないんでしょうけれども、例えばマイナンバーの保有率は80%くらいになりました。だけど、簡単に言うと、住民票を例えば取ろうとしたときに、マイナンバーだけを今出しても、まだもらえないよね。印鑑証明も多分そうなんです。そういったことを実行、だから簡単な話、窓口でそういったことが実行できるか、それと、例えばインターネットを使った中でそういったものが取れるか、これは住民基本台帳の関係も出てくるんだろうけど、そういったことが住民の利便性を考えると、まずそれが一番目に移りやすいのかな。マイナンバーをつくったけど何に使っていいか分かんないやじゃなくて、マイナンバーをつくったから、住民票を取るのを紙に書かなくてよくなったねという、こういうふうに進めていくのがDXなのかなと思っています。確かに町長おっしゃられるように、専門家がない中でこれを進めるというのは物すごく大変なことなんです。国は勝手に2025年度を目指してとかと言うんだけど、これがなかなか国が言っているだけで難しくて、昔のユビキタス政策からも何十年もたって形が変わっているだけで、進んでないのも現状なんです。ここのところを無理して進めると、先ほど町長が言ったように、これは大変なんだ、コストもかかるし人材もないしと、指摘はされるのはその部分なんだけど、それをカバーしてくれる国の政策が、逆に言えば、今、町長の答弁だとなないのかなというふうにも聞こえるんです。だけど、そのところは逆に町長、どうなのでしょう。このDXを進めるために、国にやっぱり働きかけて、人材でも金でもよこせというふうなくらいの姿勢と言ったらいいいのか、要望と言ったらいいいのか、そういうのが僕は必要だと思うんです。ましてや、これは町長、DXを進めるのは多分職員じゃないんです。実務を進めるのは職員かもしれないんだけど、考え方の選考は、町長もしくは議長、だから町内会でもいいんだけど、そのトップがDXを進めていくという考え方をしっかり持たないと、これは進まないと思うんです、僕は。だから、町長にこのDXに関して、しっかり考え方を持っていただいた上で職員に指示をするという考え方でいいと思うんだけど、それを進めるに当たって、町長の今のDXに対しての強い意識と言ったらいいいのかな、その考え方。それから、先ほど言う手法的に進める進め方の考え方、国に働きかける、その辺の考え方があれば教えていただければと思います。2点です。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）正直、私もプロじゃないので、回答として足らなかった部分もあるかもしれない。ただ、一番の目標というのは、町民のサービスの向上につながることだというふうに思いますので、できれば国には、当然、求めていますけど、しかし、やはりこんなまちづくりを進めていける環境を、青写真は持たないと国もなかなか動いてくれないでしょうから、今まさに立地いただいている企業さんとも、シリコンバレー構想の下、いろんなことを我が町独自のローカル5Gを活用していろんなサービスができないかということも、今、まさに並行して検討を進めようとしているところでもありますので、そのことと併せて、役場もそうですし町民へのサービスもひっくるめて、それぞれを融合させた上での沼田町の将来ビジョンというものもどこかの段階で提示をさせていただいた上で、進めていけるように考えていきたいと思います。以上です。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）今の町長がおっしゃったことが、まさにDXを進める上で大切なことなんです。それで、今の5Gの会社のことも含めて、通信網の整備も大切なことです。これもDX全体に関わってくる仕事なんです。私は沼田町の役場が何もしないと言っているわけじゃなくて、進んではきています、徐々に。一生懸命やっています。ただ、これをさらに推進するために、町長の強い意思が必要ですよということを言っているんです。これを例えば議会だったら、もうこれも入れたし、ペーパーレスもなっているから、議会のDX化は、逆に言えばDXは進んでいるんです。こういったことを町民の皆さんに進めるために、2025年を目標にしてやりなさいという国の政策はちょっと無茶ぶりで、それで、職員を無理して使うんじゃないで、やっぱり職員はちゃんと楽しんで仕事をしてもらわないと駄目だと思うんです。難しい部分はいっぱいあると思います。例えば、さっき旭寿園の園長が多分書いた答弁なんだろうけど、入園者は涼しくていいところにいる。でも、その入園者を見ていただくのは職員なんです。だから職員の環境が悪かったら駄目なんです。だから、DXを進めるためにも、職員の環境をよくした上でDXを進めていってもらいたいと私は思うんです。ましてや、これからは、俗に言うインフォメーションから始まって、デジタル化が始まっていろいろ言われて、今、ICTまでいって、今これからIoTと組まないとならないというデジタル化になってきていますから、これがDXなんで、町長、職員にあまり無理をかけないで、ガバメントクラウドの活用に向けた考え方を推進していただきたいと思うんですが、いかがですか、最後に。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）仕事をする上で、職員には日々世話になっているので、これ以上負担をかけるとなかなか話はできないけども、決してそんなことを思っているわけじゃなくて、とにかくDX、町民もそう、ここにおられる皆さんもそうだし、職員もそうだし、それぞれがそれを導入することによってよかったと思えるような、そういう環境をやっぱりつくっていかないと先にはいけないと思いますので、内部でもいろんな意見を出してもらい、議員さんからも出してもらおう。町民からもいろんなことを聞いた上で、沼田町に合ったDXを推進はしっかりと進めていきたいと思います。以上です。

○8番（大沼恒雄議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）ここで暫時休憩いたします。再開は4時10分に再開いたします。なお、議員の皆さん方は3時半より全員協議会を開きますので、議員控室にお集まりください。

午後 3時21分 休憩

午後 4時10分 再開

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）再開いたします。日程第8、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）提案書の12ページになるかと思います。

12ページをお開き願います。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和6年3月6日提出。町長名でございます。1枚おめくりいただいて、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、令和5年度沼田町一般会計補正予算（専決第1号）を別冊のとおり専決処分する。令和6年1月19日。町長名でございます。会議資料の6番、令和5年度沼田町一般会計補正予算（専決第1号）、2ページをお開き願いたいと思います。令和5年度沼田町一般会計補正予算（専決第1号）。令和5年度沼田町の一般会計の補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,493万4,000円と定める。2項、省略させていただきます。令和6年1月19日。町長名でございます。本専決予算につきましては、本年1月1日元旦に発生いたしました能登半島地震の被災地支援に関わるもので、トイレトレーラー派遣や被災地支援金等、早急な対応が必要だったことから専決処

分といたしたものでございます。８ページをお開き願いたいと思います。８ページ、歳出でございます。２款総務費、１項１目一般管理費、２５節寄附金１５０万円を補正計上するものですが、今ほど説明しました能登半島地震の支援金といたしまして、石川県へ５０万円、友好姉妹都市の小矢部市へ１００万円を寄附することとし、予算計上したものでございます。９款消防費、１項２目防災費、トイレトレーラー管理費８０万円を増額計上するものですが、石川県珠洲市への被災地支援としてトイレトレーラーを運搬・設置するための所要額を増額計上したものでございます。７ページへお戻りください。歳入です。１２款地方交付税、１項１目地方交付税２３０万円の増額補正でございます。歳出で御説明申し上げました補正額に地方交付税を増額いたしまして、収支の均衡を図ったものであります。以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御承認のほど、よろしくお願いします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第１号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、承認第１号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第９、議案第１５号、財産の無償譲渡についてを議題いたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案書のページ数でいきますと、ページ数振っていませんか、２８ページになるかと思います。よろしいですか。議案第１５号、財産の無償譲渡について。沼田町光ケーブルネットワーク施設を無償譲渡することについて、地方自治法昭和２２年法律第６７号第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求める。令和６年３月６日提出。町長名でございます。提案理由を申し上げます。本町が所有する光ケーブルネットワーク施設は今や生活の一つとなって

いるデジタルサービスの向上のため、開始手続から修繕対応まで、より迅速なインターネットサービスの提供と町の将来財政負担の軽減を図るため、民間に無償譲渡し、移行するものであります。今回譲渡を提案している施設は、光ファイバーケーブルをはじめ5つの設備で構成され、これらの整備は平成21年度からの2か年で実施し、23年度より東日本電信電話株式会社と設備保守管理業務委託、いわゆる施設の貸付けとサービスの提供を行うIRU契約を締結し、これまで町民の皆様にサービスを提供してまいりました。令和2年に総務省より、公設光ファイバーケーブル及び関連施設の民間移行に関するガイドラインが制定されまして、公設設備を保有する自治体は、財政や人的負担、災害復旧における迅速な対応など総合的に考慮の上、自治体業務の簡素化、効率化を図り、民間への安定的なインターネットサービス提供を継続するためには、民間移行を促進することが望ましいとされたことを受け、本町においても、昨年より既存のサービス利用者への影響を最小限に抑える観点から、これまでIRU契約を締結しているNTTとの契約を前提として協議をしてきたところ、NTT側より譲渡を受ける方針が示されましたので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産となる光ケーブルネットワーク施設の無償譲渡について提案をするものでございます。以上、提案理由とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第15号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

（ 会議時間の延長 ）

○議長（小峯聡議長）本日の会議時間は、本日の全ての議事日程が終了するまであらかじめ延長いたします。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第10、議案第2号、令和5年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案書の14ページをお開きください。議案第2号、令和5年度沼田町一般会計補正予算について。令和5年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年3月6日提出。町長名でございます。次に、会議資料の7番、令和5年度沼田町一般会計補正予算（第8号）の2ページをお開き願います。令和5年度沼田町一般会計補正予算（第8号）。令和5年度沼田町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,210万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,282万7,000円と定める。2項、省略させていただきます。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。令和6年3月6日提出。町長名でございます。今回の補正につきましては、3月補正でございますので、事業費の確定あるいは確定見込みによります不用額整理が主な内容でございます。説明欄に事業費、事業項目ごとに記載してございますので、できる限り簡素に説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。14ページをお開き願います。14ページ、歳出でございます。2款総務費、1項1目一般管理費39万円の増額補正は、11節役務費、通信運搬費40万円の増額は、ふるさと納税寄附者が対前年比で約5,000件増えており、寄附者への受領証明書やワンストップ特例申請等を送付する郵便料の増加により増額計上したものでございます。5目会計管理費6,000円の増額補正は、4節共済費で会計年度任用職員の共済負担率改定に伴い、不足する額を増額するものです。9目企画費164万4,000円を減額するものですが、18節空知中央バス生活交通路線維持補助金152万円の増額補正につきましては、昨今の物価高騰や利用者減少による運行赤字分を沿線自治体で負担することにより、路線維持確保のため補助金を増額し、対応するものです。14目自動車学校費700万円を増額補正するものですが、12節沼田交通教育センター指定管理委託料1,400万円の補正計上及び20節貸付金700万円の減額でございます。指定管理料につきましては、年度末の受講生の見込みで全車種で前年比58名の減、このうち主力であります普通自動車受講生35名減となる見込みとなっております。入校状況に合わせて送迎バス減便、時間外教習を行わないなど、経費節減に努めておりますが、昨今のエネルギー事情の悪化による燃料費・電気料の高騰に加えまして、コース管理費増加により収支不足が見込まれることから、1,400万円を補正計上するものでございます。貸付金につきましては、年

度内の運転資金であり、執行残 700 万円を減額するものとしたしまして、財源、貸付金、管理収入を歳出同額で減額してございます。15 ページをお開きください。16 目公共交通事業費 88 万 9,000 円の減額は、不用額の整理でございます。17 目スコーレセンター費 250 万円の減額補正ですが、施設管理に係ります年度末までの実績を見込み、減額補正するものです。19 目移住定住応援費 1,756 万 5,000 円の減額補正ですが、移住定住応援費、コーディネーター・移住支援員活動費、16 ページ上段のセルフリノベ、ぬまたライフサポート事業の実績に伴い、執行残を整理してございます。16 ページ中段、22 目の光ファイバー管理費、12 節光ケーブル及び関連設備の譲渡移行作業委託料 1,100 万円を増額補正するものですが、今ほど議案第 15 号、財産の無償譲渡について議決いただいたところでございますが、民間に移行する際の専用図書作成作業に係る費用を増額計上したものでございます。25 目地域おこし協力隊活動費 2,409 万 8,000 円の減額補正につきましては、現在まで 16 名の協力隊員に活動いただいております、当初予算では新規を含め 20 名の協力隊員分を予算計上しておりました。年度末決算を見込み、減額処理するものでございます。17 ページをお開きください。26 目物価高騰対策事業費 100 万 3,000 円の減額補正ですが、町民の生活を直接支援するため、町民 1 人当たり 6,000 円の生活支援商品券を配付したものです。実績に伴い、減額整理です。3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 354 万 4,000 円を増額補正ですが、住民基本台帳法等の一部改正に基づき、戸籍情報システム及び住民基本台帳システム改修に関わります費用を増額計上しております。財源は全額、国費にて補正額と同額で計上しております。4 項 2 目知事・道議会議員選挙費 82 万 9,000 円の減額につきましては、執行残整理でございます。18 ページをお開きください。3 目町長・町議会議員選挙費 786 万 4,000 円の減額につきましても、同じく執行残整理であります。19 ページをお開きください。3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 929 万 6,000 円を増額補正ですが、社会福祉総務費、27 節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金 1,077 万 6,000 円の増につきましては、繰出基準額の確定及び国保特会事業の決算見込みに基づき増額しております。住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金 148 万円の減額は、支給実績に伴い、減額整理するものです。3 目介護支援費 164 万 4,000 円を増額補正です。27 節繰出金、介護保険特別会計繰出金 1,210 万 6,000 円の減は、実績に伴い整理するもので、特別養護老人ホーム特別会計繰出金 1,530 万円の計上につきましては、長期入院者の増などにより定員割れにより介護収入が減少し、財源不足が見込まれることから、一般会計から政策的財政支援として繰出しを実施するものです。また、高齢者グループホーム特別会計繰出金 155 万円の減額は、会計年度任用職員 1 名が欠員となったことから、減額整理するものです。7 目高齢者医療費 800 万 9,000 円の減額です。18 節負担金補助及

び交付金、高齢者医療療養給付費負担金 5 8 3 万 2, 0 0 0 円の減は、実績に伴い減額するものです。2 7 節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金 2 1 7 万 7, 0 0 0 円の減は、事務費繰出しの決算見込みに伴い、減額となるものでございます。2 0 ページをお開きください。2 項 2 目子育て支援費 5 7 7 万 9, 0 0 0 円の増額補正ですが、1 2 節委託料、一時預かり保育委託料 5 9 万円の増につきましては、年度末までの実績を見込み、増額するものです。1 8 節負担金及び交付金 5 1 8 万 9, 0 0 0 円の増額補正ですが、北空知こども療育センター負担金 7 0 万円の増とファミリーサポート援助会員活動助成金 1 0 万 4, 0 0 0 円の増は、利用者実績に伴い、増額です。認定こども園施設型給付費負担金 4 3 8 万 5, 0 0 0 円の増につきましては、公定価格の単価増に伴いまして増額となるものです。財源につきましても、国費・道費含め、実績に応じ整理してございます。4 目学童保育所費、1 7 節備品購入費 1 3 万 2, 0 0 0 円の補正計上でございます。学童数の増加に伴いまして、放課後学習時のスペース確保としてじゅうたんを購入する費用を予算計上してございます。財源は、国費・道費合わせ 3 分の 2 の子ども・子育て支援交付金を計上しております。4 款衛生費、1 項 2 目健康推進費 2 3 3 万 8, 0 0 0 円の減額、2 1 ページ、3 目感染予防対策費 5 2 2 万 6, 0 0 0 円の減額補正は、住民健診、各種予防接種委託料で年度内実績を見込み、減額するものでございます。5 目母子保健費 8 1 万 9, 0 0 0 円の減額補正は、乳幼児健診など実績に伴い、減額整理するものです。2 2 節償還金利子及び割引料 7 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、令和 4 年度母子保健衛生費の実績により、補助金返還が生じるもので、併せて財源整理も行っております。6 目環境衛生費 2, 1 0 2 万 2, 0 0 0 円の減額につきましては、北空知衛生センター組合負担金を減額するもので、北空知葬祭場新設に向け工事を実施しているところですが、令和 5 年度に予定していた造成工事などに遅れが生じ、出来高によって精算することから、不用額を減額するもので、財源の起債借入れについても整理してございます。9 目暮らしの安心センター費 1 5 4 万 3, 0 0 0 円の減額につきましては、4 節共済費 7, 0 0 0 円の増は、会計年度任用職員共済負担率改定に伴い、不足額を増額するものです。1 0 節需用費は、年度末の所要額を見込み、不用額整理でございます。2 項 2 目塵芥処理費 1 9 4 万 2, 0 0 0 円の減額につきましては、年度末までの実施設計を見込みまして、北空知衛生施設組合負担金を減額するものです。財源につきましては、ホイールローダー更新に係る起債借入れについて減額整理してございます。2 2 ページをお開きください。3 項 1 目上水道施設費、2 7 節繰出金 8 8 6 万円の減額補正は、水道事業会計繰出金で企業会計補正額の確定整理に伴い、繰出金を減額するものです。8 款土木費、1 項 2 目街路灯費 1 4 1 万円の減額補正は、1 0 節需用費と 1 4 節工事請負費については、実績に伴い執行残整理するものでございます。財源につきましては、繰入金の整理と電気料金高騰により、町内会の負担金が増額となつてございま

す。2項1目道路橋梁維持費1,188万7,000円の増額につきましては、11節役務費52万5,000円の減額、除排雪車両及び維持車両の車検点検に係る手数料など不用額を整理してございます。12節委託料、町道除雪委託料2,000万円を増額計上するものですが、今シーズンにつきましては、昨日3月5日時点で、降雪量につきましては11メートル72、積雪量は昨日現在196センチ、これは除雪センターでの数字でございます。積雪を記録してございます。現在につきましては、急激な温度の上昇が見込まれ、排水路の増水が懸念されることから、原野幹線排水路の雪上げ作業を行っているところであり、年度末までに要する費用と実績を見込み、増額補正してございます。17節備品購入費758万8,000円の減額は、除雪ドーザ購入費の執行残整理です。財源につきましても、実績に伴い、減額整理してございます。2目道路新設改良費622万9,000円の減額につきましては、工事費などの確定に伴い執行残を整理し、財源も実績に伴い整理させていただいてございます。23ページをお開きください。3目融雪溝管理費、18節負担金補助及び交付金10万9,000円の増額補正は、融雪溝管理運営協議会交付金を増額するものですが、融雪溝沿線組織に投雪口除雪に係る交付金を交付しておりますが、中古住宅購入者の件数をカウントしておらず、交付金に不足が生じたため増額計上し、対象沿線組織に追加交付するものでございます。4項都市計画費、1目公共下水道費1,207万2,000円の減額補正ですが、下水道特別会計の繰出金でありまして、特別会計補正額の確定整理に伴いまして、繰出金を減額するものです。2目公園費123万円を減額するものでございます。光熱水費の実績と工事費の執行残を整理させていただいてございます。3目パークゴルフ場管理費は執行残でございます。5項住宅費、1項住宅管理費1,567万1,000円の減額補正です。7節報償費1万7,000円の増額補正につきましては、あるくらす団地の管理人報償金の計上です。14節工事請負費1,568万8,000円の減額につきましては、工事費の確定による執行残整理でございます。24ページをお開きください。9款消防費、1項1目消防設備費228万7,000円の減額補正は、年度末の所要額を見込み、負担金を減額するものであります。10款教育費、1項2目事務局費89万1,000円の減額補正です。年度末までの実績を見込み、不用額整理でございます。18節負担金補助及び交付金、青少年スポーツ文化振興助成金8万9,000円を増額補正するものですが、沼田中学校の在校生が軟式野球で全国大会に出場することから、参加費などについて助成を行うものでございます。財源は、青少年スポーツ文化振興基金繰入金8万9,000円を歳出補正額と同額で計上してございます。3目沼田学園推進費468万2,000円の減額補正につきましては、学力向上補助教諭と特別教育支援員に係る報酬、手当など年度末までの所要額を見込み、不用額について整理してございます。5目小矢部市青少年交流費13万6,000円の減額は、実績に伴い、減額補正

するものです。6目青少年国際交流推進費299万3,000円の減額は、ポートハーディ訪問に係る実績に伴い、不用額を整理しております。財源は、いきいきふるさと推進事業補助金が確定したことから、財源振替を行ってございます。25ページをお開きください。2項小学校費326万8,000円の減、3項中学校費198万9,000円の減額補正につきましては、年度末までの所要額の見込みと各種事業実績により執行残を整理してございます。4項2目社会教育推進事業費13万5,000円の減額補正は、各種事業実績により、執行残整理をしております。26ページをお開きください。3目活性化センター費、12節委託料22万2,000円の増加補正は、年度末の恵比島活性化センター除雪実績を見込み、増額するものです。化石体験館費20万円の増加補正は、降雪量の増加に伴い、除雪費を増額計上しています。10目文化財收藏センター費20万円の増加補正ですが、10節需用費、光熱水費の年度末までの使用料を見込みまして、所要額を増額計上するものです。5項保健体育費、2目社会体育推進事業費22万1,000円の減額につきましては、実績に伴う執行残整理です。3目体育施設費13万6,000円を増額補正するものですが、年度末までの除雪実績を見込み、増額するものです。4目スキー場管理費125万7,000円を増額補正ですが、1節報酬、会計年度任用職員報酬45万7,000円を増額は、リフト点検業務、リフト乗降所安全管理のため監視員を増員したことにより、不足する報酬を増額するものです。10節需用費80万円の増額は、年度末までの実績を見込み、所要額を増額しております。27ページをお開きください。5目海洋センター費502万円の減額につきましては、ろ過器・温水ヒーターなど改修工事の執行残を整理しております。11款公債費、1項1目元金、22節償還金利子及び割引料、長期債繰上償還元金6,212万円の増額補正は、令和2年度借入れの臨時財政対策債を繰上償還することとして補正計上し、財源として減債基金を同額繰り入れることとしております。また、先ほど住宅管理費で御説明したあるくらす団地の管理人保守費の財源として、公営住宅使用料1万7,000円を減額しております。12款諸支出金979万1,000円を増額につきましては、各基金利子について、2目財政調整基金から、29ページ、20目JR留萌本線代替輸送確保・跡地整備等推進基金費まで、各目各区分ごとに増減補正を計上いたしております。27ページに戻っていただきまして、3目減債基金費、27節減債基金積立金995万4,000円を増額計上しておりますが、国の補正により増額された普通交付税のうち、今後の臨時財政対策債の償還分として算定された金額を基金に積み込み、償還の財源と財源を確保するものでございます。29ページをお開きください。13款職員費、1項1目職員費3,188万5,000円の減額補正ですが、年度末までに要する費用と実績を見込み、整理しております。9ページへお戻りください。9ページ、歳入です。1款町税、1項町民税1,350万円の増額補正につきましては、個人の現年度課税

分の補正でございまして、決算見込額を算定し、増額補正計上いたしましたものでございます。2項1目固定資産税300万6,000円の減額につきましては、北海道沼田開発の固定資産税減免によるものが主な要因となっております。12款地方交付税、1項1目地方交付税2,202万4,000円を減額するものでございます。今回提案しております歳出予算に特定財源などを充当、整理した結果、地方交付税を減額いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。15款使用料及び手数料から、12ページ、23款町債までにつきましては、今ほど歳出で御説明させていただいた中で、財源を含め説明しておりますので、歳入での詳細説明は割愛させていただきますが、各事業の実績に合わせまして増額または減額整理しているものでございます。9ページをお開きいただきまして、本定例会で補正計上しているものと主なものについて説明させていただきます。9ページの下段16款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、3節国保基盤安定対策事業負担金、未就学児均等割と産前産後保険料負担金の補正計上は、国庫繰出し基準に基づき算定された負担金を計上しており、同じく17款道支出金についても同様に、道負担分を補正計上してございます。2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、社会保障税番号システム整備費補助金354万4,000円を増額計上しておりますが、戸籍情報住民基本台帳システム改修に係る国庫補助金を計上しております。10ページをお開きください。17款2項2目民生費道補助金、2目児童福祉費補助金、多子世帯の保育料軽減支援事業補助金123万2,000円の補正計上は、令和5年度の実績を基に算出された認定こども園施設型給付費負担金の財源として歳入するものでございます。12ページをお開きください。20款繰入金、1項17目減債基金繰入金6,212万円の補正計上につきましては、歳出で御説明申し上げました臨時財政対策債の繰上償還の財源といたしまして、減債基金の繰入れ実行について計上いたしております。22款諸支出金、4項5目雑入、14節雑入、いきいきふるさと推進事業補助金200万円の補正計上は、今年度実施したポートハディ訪問団派遣事業、ヌマタネズミイルカレプリカ製作事業の財源として、推進事業補助金が確定したことにより補正計上しております。23款町債です。5,830万円の減額補正です。歳出でも御説明申し上げました各事業費、補助財源等の額の確定による補正計上となっております。5ページへお戻りください。第2表繰越明許費、2款総務費、戸籍電算化事業1,281万7,000円は、令和5年度におきまして、国が進める標準化、共通化に向け、戸籍情報住民基本台帳システム改修を進めているところですが、既存システムの改造仕様書、3月末に国のほうから示される予定となっております。年度内での完了が見込めないことから、当初予算を含め12月に議決いただいた改修費用と、このたび提案しております改修予算を繰越し措置とするものでございます。8款土木費、除雪ドザー草刈装置購入事業1,439万9,000円は、草刈り装置を令和5年度で購入す

るよう取り進めておりましたが、受注生産機械でございまして、製作に時間を要し、年度内の納入が困難であることから、繰越し措置するものでございます。第3表債務負担行為補正、廃止でございまして。備荒資金組合からの譲受費、事務連絡車と2トントラックの廃止でございまして。事務連絡車については、購入を見送ったことにより廃止するもので、2トントラックにつきましては、半導体不足などで年度内の納入が困難であることから、廃止をするものでございます。第4表地方債補正、変更でございしますが、記載しております9事業の発行額の確定により変更するものでございます。以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（畑地営議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○1番（畑地営議員）1番、畑地です。繰越明許でちょっとお伺いしたいと思います。土木費ですか、除雪ドーザの納品が遅れているということで、1,400万何がしの繰越明許ということでお聞きしましたけれども、この繰越明許については、先ほど総務課長が言われたように製造が間に合わないというか、そんなお話をされていますけれども、たしか僕の記憶だと、去年の9月でしたか、議案として出てきて、納品が3月29ぐらいに覚えていたんですけども、その辺は、例えば1か月遅れます、2か月遅れますっていういろいろな遅れ方があるかと思うんですけども、ペナルティー的なものというのは一切ないんでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）この部分につきましては、除雪ドーザにつきましては、草刈り装置ということで、単独事業で導入をしているものでございまして、特段補助金等ありませんので、ペナルティー等はございません。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○1番（畑地営議員）ちょっと僕の記憶だと、ドーザとそのアタッチメント、草刈り機ですか、相性があるんで、多分同じところをお願いしているんじゃないかなというふうに記憶しているんですけども、ドーザ自体はいつ導入されたんですか。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）ドーザについては今月中に納入予定でございまして、恐らく来週から月末に分けて納入がされる予定になっております。以上です。

○1番（畑地営議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○1番（畑地営議員）いや何を言わんとしているかという、3月でもう除雪が終わ

る頃に新しいドーザが来るというのは、非常に業者さんにとってもかわいそうなのかなと。ちょっとちらっと聞いたんですけれども、車検自体も登記の一番忙しいところで車検に取られたりとかというのが、多分導入するタイミングで変わってくるんじゃないかなと思うんですけども、その点どう思いますでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）これまでも導入に当たりましては、既存車両の中でやりくりをしながら除雪に支障のないよう対応させていただいておりましたので、今回についても同様に対応してきたところであります。

○1番（畑地誉議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○1番（畑地誉議員）何かしゃべっていますか。

○議長（小峯聡議長）いや、いい。

○1番（畑地誉議員）いや支障というのは、多分機械というのは、全部が正常運転しているわけじゃなくて、たまに故障している機械もあったり、調子悪い機械もあったり、当然冬の繁忙期のとき活躍できないような状況をわざわざ導入する時期で込み合わせることはないかなと思うんですよ。ですから、本来であれば除雪ドーザみたいなものはシーズン入る前に車検を終わらすとか、シーズン後だとか、そういったような対応のほうは私はいいのかなというふうに思っているんですよ。その点、支障がないというのであれば、ちょっとお答え願います。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）既存の車両につきましては、ある程度、車検についてはばらつきはあるので、それについてはそのようなことがないように、極力前倒しができるものについては調整をしながら実施をしています。今回新たに導入するものについては、やはり車両が確定してからの車検になりますので、そのときについてはまた今後、年次を追うにわたって若干そういう時期を外せるようになればというふうに、配慮をしながら進めていきたいと思っております。

○1番（畑地誉議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○1番（畑地誉議員）はい。

○議長（小峯聡議長）ほかに。質疑ありませんか。はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）9番、上野です。24ページの青少年スポーツ文化振興助成金って、これは子供1人なのか、それと引率の先生だとかその辺の助成金とか何かその辺は、町としてどんなふうに考えて応援しているのか。ちょっとその辺の、8万9,000円ですけどね、50%しか出さないって説明は受けたんですけど、引率の先生もいることによってちょっと負担もかかるし、それが優勝までいけば日数もかかる

んだけどね。それ辺の対応はどんなふうになっているか、ちょっと内容、教えていただきたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい。教育課長。

○教育課長（赤井圭二教育課長）はい。青少年スポーツ文化振興助成金の補助金につきましては、今おっしゃったように2分の1助成。人数につきましては、今回、全日本の青少年春季軟式野球大会の参加者、沼田中学校は1名でございます。したがって、1名分の旅費の2分の1ということになります。また、随行する顧問の先生ですけれども、沼田中学校から1名を予定しています。先生の旅費につきましては、今のところ、中学校の部活動の予算がありますので、そこで何とか半額程度を予定しております。いずれにしても、残りの生徒についても、先生についても、残りの半額については、この北空知の合同野球部が寄附で集めているというふうに聞いております。以上です。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）今本当に50%という決まりがあるんですけど、これは町として別に予算とかから応援できるような予算というのは、これしかないんですか。その辺、今後について検討するだとか、しているだとかって言葉があれば聞かせていただきたいと思います。これで終わりというのか、このままでいくのか、この辺のちょっと今後についてお知らせください。

○議長（小峯聡議長）はい。教育課長。

○教育課長（赤井圭二教育課長）現在、沼田の青少年スポーツの助成金では2分の1の助成ということになっておりますが、北空知の教育部会でその辺についても検討しているのは事実です。各市町によっては2分の1以上の助成もしている市町村もございまして、今後、合同部活動で大会に参加することが多くなってくるということが見込まれますので、今後、教育部会で検討していこうということになっております。

○9番（上野敏夫議員）分かりました。いいです。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第2号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長(小峯聡議長) 日程第11、議案第3号、令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○和風園園長(安念昌典和風園園長) はい。

○議長(小峯聡議長) 和風園長。

○和風園園長(安念昌典和風園園長) 議案書の15ページをお開きください。議案第3号、令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年3月6日。町長名でございます。会議資料の8-1、令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算(第4号)の2ページをお開きください。令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算(第4号)。令和5年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,486万2,000円と定める。2項については省略させていただきます。令和6年3月6日提出。町長名でございます。今補正予算を御説明する前に、今現状の利用者の状況について御説明いたします。本日現在、定員数100名に對しまして、男性27名、女性73名、合計100名の利用者が在籍しております。そのうち、今1名の方が入院されております。7ページの歳出を御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1万5,000円の減額ですが、4節共済費について、退職手当組合負担金の268万4,000円を減額し、24節養護老人ホーム基金積立金に同額を積み立てるものでございます。また、基金利子積立金1万5,000円の減額につきましては、養護老人ホーム基金利子額の確定に伴い、減額計上するものでございます。続いて、6ページ、歳入を御覧ください。4款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金1万5,000円の減額についてでございますが、歳出で御説明申し上げました養護老人ホーム基金預金利子額の確定に伴い、1万5,000円を減額するものでございます。以上、説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入り

ます。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第３号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１２、議案第４号、令和５年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。旭寿園園長。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）議案第４号、令和５年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和５年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和６年３月６日提出。町長名でございます。会議資料別冊９番、令和５年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第４号）の２ページをお開き願います。令和５年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第４号。令和５年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，２６０万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億１，２２６万円と定める。２項については省略いたします。令和６年３月６日提出。町長名でございます。本補正予算を御説明する前に、利用者の状況について御説明いたします。３月１日現在、定員数８０名に対し、男性１８名、女性５５名、合計７３名の利用者が在籍し、今月新たに４名の入居予定。ショートステイは３月平均８．９人を見込んでおります。それでは説明に移ります。７ページの歳出をお開き願います。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、職員人件費等でございます。１節報酬から８節旅費までについてですが、職員及び会計年度任用職員において各種手当等の整理に関するもので、総額職員人件費分として、１，２６０万３，０００円の減額の年度末整理とさせていただきます。次に、歳入でございますが、６ページをお開き願います。１款介護サービス収入、１項介護給付収入、１目老人福祉施設介護報酬収入、１節介護収入２，６００万円及び２節介護収入等利用者負担金１，１５０万円の合計３，７５０万円の減額につきましては、年間を通じての入居者減によるもので、２目短期入所生活介護報酬収入、１節短期入所生活介護収入３

25万円及び2節短期入所生活介護収入等利用者負担金439万円の合計764万円の増額につきましては、当初予定していました短期入所者が、月平均2名以上の増によるものでございます。4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金1,530万円の増額につきましては、今ほど御説明いたしました介護サービス収入増減により生じた過不足分を政策的財政支援措置として組み替えたものでございます。5款諸収入、1項1目1節雑入195万7,000円の増額につきましては、令和4年度新型コロナウイルス感染者発生による道の補助金を計上しているものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（畑地誉議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○1番（畑地誉議員）1番、畑地です。ちょっとショートステイと普通の入居の違いを教えてくださいんですけども、今、園長のほうから説明あったように、ショートステイがすごい増えて、定員のほうが、コロナとかいろいろな要因があったかと思うんですけども、若干少なかったというような話で、このショートステイのときの1人の金額というんですかね、収入と、普通にロングステイというのが入居というのか分かりませんが、入居を普通にした場合の差額というのは相当開きがあるものなんですか。その1人当たりという。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。旭寿園園長。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）単純に介護度等によりますが、俗に言う1日当たりの単価計算で考えますと、入所より短期入所のほうが単価の割合が多い状況でございます。なので、今回の具体的な要因としましては、お話しのとおり、クラスターとインフルエンザが10月、11月、12月の3か月でございました。この間、入所等の制限で余儀なく入所が減った状況でございます。また、お話しのように入所のほうが大分穴が空いたという状況でございますが、先ほど総務財政課長のお話のように、今回クラスターの要因と長期の入院の患者が多かったということで、その期間、介護収入が減となることでその分減りました。ただ、今、町内の状況に応じた短期入所、農繁期の時期とか、町内外から多くの方利用していることで、ほかで短期入所、なかなか人材不足でやっていない事業所が多い中でうちはやらせていただいています、それでおかげさまで大分利用が多い状況が生まれております。以上です。

○1番（畑地誉議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○1番（畑地誉議員）いや私もちょっと耳にしている話もあるんですけども、短期な

んだけど結構月長い時間、日数というんですかね、本当に入居しているぐらいの日数に近いような方も何か聞いてはいるんですよ。短期のほうが今、言われたように、介護収入も含めてお金が入りが少ないというような、負担が多いというんですかね、逆に、住民からすれば負担が多いとすれば、すぐ入居に結びつけられなかったというのはいろんな事情があったかと思うんですけれども、そちらの園のほうでは短期よりも普通の入居のほうに仕向けていくようなそういった、御指導というわけではないんですけれども、方向性としてこういうほうがいいよというような形をなるべく推し進めているのかどうかというのをちょっと聞きたかったんですけども。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。旭寿園園長。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）原則、あくまで入居者の御家庭の生活状況を主に考えていきます。ただ、お話のように、やはりこちらでも判断しまして、短期じゃなくて入所がその方にスムーズな生活をこれから営めると考えるとすると、そういうふうにお話の中でお勧めすることもあります。

○1番（畑地菅議員）分かりました。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第4号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第13、議案第5号、令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。旭寿園園長。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）議案第5号、令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年3月6日提出。町長名でございます。

別冊会議資料１０番、令和５年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第５号）の２ページをお開き願います。令和５年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第５号）。令和５年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１５５万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，３２０万８，０００円と定める。２項については省略いたします。令和６年３月６日提出。町長名でございます。７ページ、歳出をお開き願います。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１節報酬から８節共済費における職員人件費等合計１６３万円の減額につきましては、会計年度任用職員採用予定人数減等による人件費の減額及び職員の給料及び各種手当により整理したものでございます。なお、２節給料１１万円の増額につきましては、昨年の町職員の給与に関する条例の一部を改正した際に、本来合わせて補正整理で対応させていただくものでございましたが、今回整理させていただいたところでございます。２款サービス事業費、１項１目居宅サービス事業費、１１節役務費８万円の増額につきましては、外部評価業務調査手数料として、当初予算より計上漏れがあったため今回補正にて……。

（「説明省略」の声あり）

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第５号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１４、議案第６号、令和５年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第6号、令和5年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。令和5年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年3月6日提出。町長名でございます。資料11—1、令和5年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第3号）、2ページを御覧ください。令和5年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和5年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,662万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,616万4,000円と定める。第2項、省略させていただきます。令和6年3月6日提出。町長名でございます。今回の補正につきましては、主に歳出における介護給付費の実績を見込んだところ、介護サービス等諸費の支出が減少となることから、それに伴いまして国庫支出金、支払基金からの交付金などについて減額補正をするものでございます。8ページを御覧願います。歳出でございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護給付費6,052万円の減額補正につきましては、介護給付費につきましては、第8期の介護保険事業計画に基づき当初予算を計上しているところでございますが、見込んでおりました各サービスの給付費に対しまして、介護保険サービスの利用、また介護保険施設の利用が少なかったことから、本年度の実績を見込みまして減額補正をするものでございます。4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費610万5,000円の減額補正につきましては、所得の低い方の負担を軽減するための制度として設けられております特定入所者介護サービスにつきまして、年度内の給付実績を見込み、減額補正をするものでございます。3款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、同基金の利子積立金として3,000円の減額補正をするものでございます。9ページを御覧願います。4款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、財源補正でございますが、当初予算にて計上いたしました地域支援事業費が、補助対象経費に該当するか未定であったところでございますけれども、このたび補助対象経費に該当することとなったことに伴いまして財源振替を行うものでございます。6款1項1目職員費5,000円の増額補正につきましては、職員の昇給に応じまして不足となる額について増額補正をするものでございます。続きまして、6ページを御覧願います。歳入でございます。1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料76万7,000円の減額補正につきましては、保険料収入の実績を見込み、現年度分を104万4,000円の減額、また、滞納繰越し分として27万7,000円を増額するものでございます。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金1,189万9,000円の減額補正につきましては、介護給付費の支出の減少に伴いまして、国からの収入額を減額補正をするものでございます。2項国庫補助金、1目調

整交付金 1,320万5,000円の減額補正につきましては、こちらも先ほど同様、歳出で説明いたしました介護給付費の減額に伴いまして減額補正をするものでございます。2目地域支援事業交付金 241万9,000円の増額補正につきましては、介護予防・日常生活支援総合交付金が補助対象経費に該当することとなったことに伴いまして、交付見込額に基づきまして補正をするものでございます。3目1節保険者機能強化推進交付金 31万1,000円の増額補正につきましては、保険者への日常生活支援・介護予防の取組に対し交付されるものでございまして、国からの交付見込額を基に増額補正をするものでございます。また、3節の介護保険者努力支援交付金につきましては、予防・健康づくりの取組に対し交付されるものでございまして、国からの交付見込額を受けまして62万5,000円を増額補正するものでございます。3款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金 2,289万9,000円の減額補正につきましては、歳出の介護給付費に要する費用として交付される交付見込額に基づきまして補正をするものでございます。2目地域支援事業交付金 230万6,000円の増額補正につきましては、介護予防・日常生活支援事業費に対する交付額に基づきまして増額補正をするものでございます。4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金 1,247万2,000円の減額補正につきましては、こちらにつきましても、歳出の介護給付費の支給見込みに基づきまして減額補正をするものでございます。3項道補助金、1目地域支援事業交付金 106万7,000円の増額補正につきましては、介護予防・日常生活支援事業交付金の交付見込額によりまして補正をするものでございます。5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金 3,000円の減額補正につきましては、介護給付費準備基金預金利子を算定した結果、補正をするものでございます。続きまして、7ページを御覧願います。6款繰入金、1項1目一般会計繰入金 1,210万6,000円の減額補正につきましては、歳出で説明いたしました介護給付費の支出減及び地域支援事業費の財源振替に伴いまして、町の一般会計繰入金につきまして減額補正をするものでございます。以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第6号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長(小峯聡議長) 日程第15、議案第7号、令和5年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(按田義輝保健福祉課長) はい。議長。

○議長(小峯聡議長) はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長(按田義輝保健福祉課長) 議案第7号、令和5年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。令和5年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年3月6日提出。町長名でございます。資料12—1、令和5年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、2ページを御覧ください。令和5年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。令和5年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,173万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,698万1,000円と定める。第2項は省略させていただきます。令和6年3月6日提出。町長名でございます。今回の補正につきましては、本年度の実績を見込みまして、主に保険給付費につきまして減額補正をするものでございます。9ページを御覧願います。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費87万9,000円の減額補正でございますが、会計年度任用職員が公務災害補償・休業補償の対象となったため、減額補正をするものでございます。2款1項保険給付費、1目療養諸費2,500万円の減額補正でございますが、保険給付費につきましては、例年、過去3か年の医療費などを基に推計し予算計上しているところでございますが、本年度におきましては、療養給付費の支出が減少していることから、これを踏まえて実績を見込み、減額補正をするものでございます。2目高額療養費250万円の増額補正でございますが、高額な治療を要する被保険者が多数いることに加え、70歳以上の高額医療の支出が増加していることを踏まえ、増額補正をするものでございます。3款1項1目国民健康保険事業納付金につきましては、財源の振替を行うものでございます。後ほど歳入でも御説明いたしますけれども、保険基盤安定繰入金の増額によりまして、一般財源を減額するものでございます。なお、繰入金の増加に伴いまして減少いたします一般財源の231万円につきましては、後ほど御説明いたしますが、予備費に充てることで対応することとしております。6款1項保健事業費、1目保健衛生普

及費 6 5 万円の減額補正でございますが、高齢者に対するインフルエンザ予防接種助成、また、がん検診受診助成の実績によりまして、不用額を減額するものでございます。7 款 1 項 1 目基金積立金 2 万円の減額補正につきましては、基金利子積立金に係る減額補正となっております。9 款 1 項 1 目予備費 2 3 1 万円の増額補正でございますが、こちらは先ほど国民健康保険事業納付金に係る財源振替の際に説明いたしました、保険基盤安定繰入金の増額により発生いたします一般財源分の 2 3 1 万円をこちらに振り替えるものでございます。なお、現状において予備費からの支出予定はございませんが、この部分につきましては、次年度に繰り越しまして一般財源とすることで、保険税率の急激な上昇の抑制などに対応していきたいというふうに考えております。続きまして、7 ページを御覧願います。歳入でございます。2 款国庫支出金、1 項 1 目国庫補助金 5, 0 0 0 円の増額補正でございますが、出産育児一時金が 4 2 万円から 5 0 万円に引き上げられたことから 1 件につき 5, 0 0 0 円補助されるもので、増額補正をするものでございます。3 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金 2, 2 5 0 万円の減額補正でございますが、歳出で説明いたしました保険給付費と同額を普通交付金として見込みまして減額補正をするものでございます。4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 2 万円の減額補正につきましては、国民健康保険財政調整基金預金利子を算定した結果、減額するものでございます。5 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金 1, 0 7 7 万 6, 0 0 0 円の増額補正につきましては、1 節の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、保険税の軽減対象となる被保険者の保険税について軽減相当額を一般会計から繰入れするものであり、7 3 5 万 5, 0 0 0 円を増額補正するものであります。2 節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）については、保険税の軽減対象となる低所得者数に応じ、平均保険税の一定割合を一般会計から繰入れするものであり、4 0 1 万 4, 0 0 0 円を増額補正をするものであります。3 節の事務費繰入金については、歳出 1 款で説明しました会計年度任用職員報酬に係る減額分でございます。4 節の出産育児一時金繰入金につきましては、出産育児一時金に対する地方財政措置分 3 分の 2 の 1 名分の 3 3 万 3, 0 0 0 円を増額補正するものでございます。5 節の財政安定化支援事業繰入金については、国保会計の安定化のために一般会計から繰入れするものでございまして、2 3 万円を増額補正するものでございます。6 節の高齢者疾病予防事業助成繰入金につきましては、歳出 6 款で説明した高齢者インフルエンザ予防接種助成負担金に係る減額分でございます。7 節のがん検診事業助成繰入金につきましては、歳出 6 款で説明したがん検診受診助成負担金に係る減額分でございます。8 節の国保未就学児均等割保険税軽減繰入金につきましては、未就学児に係る被保険者均等割額の 5 割を減額したものを一般会計から繰入れするものでございまして、3 3 万 5, 0 0 0 円を増額補正するものでございます。9 節の保険基盤安定繰入金

（産前産後保険料分）につきましては、保険税のうち所得割と均等割の産前産後4か月分が免除となる額を一般会計から繰入れするものであり、3万8,000円を増額補正するものでございます。2項1目基金繰入金1,000万円の減額補正につきましては、6月の保険税算定の際に国民健康保険財政調整基金1,500万円を繰り入れることとしておりましたが、保険基盤安定対策事業の増によりまして基金繰入金を500万円といたしまして減額とするものでございます。以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第7号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第16、議案第8号、令和5年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第8号、令和5年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和5年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年3月6日提出。町長名でございます。資料13—1、令和5年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、2ページを御覧ください。令和5年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和5年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,273万9,000円と定める。第2項、省略させていただきます。令和6年3月6日提出。町長名でございます。今回の補正につきましては、令和5年度における実績を見込み、補正

処理をするものでございます。7 ページを御覧願います。

(「説明省略」の声あり)

○保健福祉課長(按田義輝保健福祉課長) 御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第8号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長(小峯聡議長) 日程第17、議案第9号、令和5年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長(瀧本周三建設課長) 議長。

○議長(小峯聡議長) はい。建設課長。

○建設課長(瀧本周三建設課長) 議案書の21ページを御覧ください。議案第9号、令和5年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。令和5年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年3月6日提出。町長名でございます。会議資料の14、令和5年度沼田町公共下水道特別会計補正予算(第4号)の2ページを御覧ください。令和5年度沼田町公共下水道特別会計補正予算(第4号)。令和5年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,519万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,765万8,000円と定める。2項を省略とさせていただきます。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。2項、前項による経費は、地方公営企業法施行令第4条第5項の規定に基づき、地方公営企業法適用日の属する事業年度に限り「沼田町下水道事業会計」において使用するものとする。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。令和6年3月6日提出。町

長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、歳出では、それぞれ委託料や工事請負費などの執行残整理による減額を行い、歳入では、歳出の減額に関連する国庫支出金及び町債の整備と使用料などの収入見込みに合わせた減額のほか、一部年度内に工事業務が完了しないことから、繰越しが必要な経費を繰越明許費として設定すること、また、本特別会計を令和6年度から地方公営企業法の一部適用とすることから、企業会計への対応準備として整理することが主な内容でございます。歳出から説明させていただきます。8ページを御覧ください。歳出、1款下水道費、1項1目一般管理費871万7,000円の減額は、2節給料、3節職員手当など、4節共済費、18節負担金補助及び交付金では、職員の支給実績等による執行残を整理し、12節委託料では、浄化センター運転管理業務ほか2件の委託業務に係る執行残を整理し、24節積立金では、公共下水道事業基金の利子額の見込み整理に伴い、それぞれ減額整理するものでございます。財源につきましては、主に一般会計からの繰入金を減額し、調整いたしております。2目下水道建設費3,958万円の減額は、12節委託料では、沼田浄化センターほか電気設備更新工事業務の自家発電基礎工及び自家発電設備・受変電設備に係る委託料の執行残等の事業量整理により、それぞれ減額整理するものでございます。財源につきましては、社会資本整備総合交付金及び町債を減額調整いたしております。2項個別排水処理施設整備事業費、1目一般管理費108万5,000円の減額は、11節役務費では、個別排水処理施設の法定検査手数料及び汚泥処理手数料の執行残を減額し、12節委託料では、個別排水処理施設清掃点検業務に係る委託料の執行残を減額整理するものでございます。財源につきましては、一般会計からの繰入金を減額し、調整いたしております。2目個別排水処理施設建設費1,580万9,000円の減額は、14節工事請負費の個別排水処理施設設置等工事の執行残の減額調整を行うものでございます。財源につきましては、分担金、一般会計からの繰入金、町債を減額し、調整いたしております。7ページを御覧ください。歳入について説明させていただきます。歳入、1款分担金及び負担金、1項2目個別排水処理施設整備事業分担金60万7,000円の減額は、9ページの歳出で説明いたしました工事請負費の個別排水処理施設設置等工事の執行残整理などに伴い、財源の整理を行うものでございます。2項使用料及び手数料、1項1目下水道使用料72万1,000円の減額及び2目個別排水処理施設使用料100万円の減額は、それぞれ使用料の収入見込み及び歳出の執行残整理に関連し、減額し、調整を行うものでございます。3款国庫支出金、1項1目下水道事業費補助金2,139万円の減額は、歳出9ページで説明いたしました社会資本整備総合交付金の対象となる沼田浄化センターほか電気設備更新工事業務の事業量精査に伴い、交付金の減額整理を行うものでございます。

(「説明省略」の声あり)

○建設課長（瀧本周三建設課長）御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第9号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第18、議案第10号、令和5年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案書の22ページ、御覧ください。議案第10号、令和5年度沼田町水道事業会計補正予算について。令和5年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年3月6日提出。町長名でございます。会議資料の15、令和5年度沼田町水道事業会計補正予算（第5号）の3ページを御覧ください。令和5年度沼田町水道事業会計補正予算（第5号）。第1条、令和5年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。業務の予定量、第2条、予算第2条第4号を次のように改める。主要な建設改良事業費6,841万9,000円。収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収益、第1項営業費用では、258万円を増額し、8,672万3,000円とし、第2項営業外費用では、407万7,000円を減額し、6,277万8,000円とし、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用では、149万7,000円を減額し、1億4,788万5,000円とするものでございます。資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文中括弧書中「1,116万3,000円」を「1,052万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入、第1項企業債では、860万円を減額し、6,240万円とし、支出、第1款資本的

支出、第1項建設改良費では、923万8,000円を減額し、6,841万9,000円とするものでございます。企業債、第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。起債の目的、配水設備改良工事費に係る起債限度額7,100万円を6,240万円に改めるものであります。他会計からの補助金、予算第8条本文中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「6,092万円」を「5,206万円」に改める。棚卸資産購入限度額、予算第9条中「1,037万円」を「1,019万6,000円」に改める。令和6年3月6日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、収益的支出及び資本的支出ともに、人件費、材料費、委託料、工事請負費の執行残の整理を行い、収益的収入及び資本的収入では、支出の精査に伴う企業債などの財源調整のほか、受託工事収益の確定及び消費税還付額の確定に伴う増額により、収益的収支の均衡を図るため、一般会計からの繰入金を減額することが主な内容でございます。13ページを御覧ください。

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（瀧本周三建設課長）御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第10号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

（ 予算等審査特別委員会の設置 ）

○議長（小峯聡議長）日程第19、予算等審査特別委員会の設置についてを議題いたします。この際、次の日程第20、議案第11号、町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第36、議案第35号、令和6年度沼田町下水道事業会計予算についてまでの17件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、日程第20から日程第36まで

の１７件を一括して議題といたします。お諮りいたします。議案第１１号、町職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第１２号、沼田町第１号会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第１３号、沼田町第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第１４号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について、議案第１９号、沼田町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、議案第２１号、沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第２２号、沼田町在宅介護サービス利用奨励手当支給条例の一部を改正する条例について、議案第２５号、沼田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例についての条例８件及び議案第２７号、令和６年度沼田町一般会計予算についてから議案第３５号、令和６年度沼田町下水道事業会計についてまでの予算９件を議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第１１号から議案第１４号、議案第１９号、議案第２１号、議案第２２号、議案第２５号の１７件を議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。お諮りいたします。ただいま設置されました予算等審査特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第８条第２項の規定にかかわらず議長から指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、正副委員長は議長から指名することに決定しました。それでは、指名をいたします。委員長に１番、畑地議員、副委員長に２番、篠原議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名しましたとおり正副委員長を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、予算等審査特別委員会の正副委員長は、議長指名のとおり決定いたしました。

（ 散 会 宣 言 ）

○議長（小峯聡議長）以上で、本日の日程は終了しました。お諮りいたします。予算等審査特別委員会開催のため３月７日から１２日までの６日間を休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、３月７日から３月１２日までの

6 日間を休会することと決定いたしました。本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

午後 5 時 3 8 分 散会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小 峯 聡

署名議員 篠 原 暁

署名議員 鴫 野 範 之